

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

フィリピン人権報告書 2016 年版

注記：本報告書は 2017 年 3 月 3 日に更新された。詳しくは付属書 F 「正誤表」を参照のこと。

概要

フィリピンは多党制立憲共和国であり、二院制議会を有する。ロドリゴ・ロア・ドゥテル（Rodrigo Roa Duterte）大統領が（2016 年）5 月に選出され、（2016 年）6 月 30 日、憲法により限定される 6 年間を任期として就任した。（2016 年）5 月の大統領選挙と 2013 年の中間国政選挙は総じて自由かつ公正であった。2016 年の地方選挙は 2017 年まで延期された。

文民当局はフィリピン国家警察（Philippine National Police）（PNP）に対する効果的な統制を維持せず、PNP は 2008 年から（2016 年）12 月まで内務部（Internal Affairs Service）の責任者に文民を据えていなかったが、政府がようやく、この役職に文民を据えることを追認した。他の治安部隊に対する文民統制が不十分であるという報告はなかった。

（2016 年）7 月以降、年末までに違法薬物活動の撲滅を狙いとする政策を政府が推進したのに合わせて、警察や正体不明の自警団が麻薬売買／使用の容疑者 6,000 名余りを殺害した。超法規的殺害は長年にわたりフィリピンで主要な人権上の懸案事項とされてきたが、それが昨年、急増した。PNP の報告によると、（2016 年）7 月 1 日から 12 月 26 日にかけて警察の麻薬取締作戦の過程で 2,155 名の容疑者が殺害され、さらに約 4,000 名が同期間中に正体不明の人物によって薬物絡みで殺害されたとされている。法律では、警察の作戦の結果として生じた全ての負傷及び死亡について、PNP による内部捜査を要求している。（2016 年）9 月時点で、PNP の作戦の結果として生じた死亡 709 件について、捜査が開始された。（2016 年）12 月 26 日時点で、正体不明の人物による殺人事件のうち約 800 件が起訴されていた。

（2016 年）9 月に殺人事件増加に関して上院で予定されていた聴聞は 3 日後、延期となつた。

最も重大な人権問題は、自警団、治安部隊及び暴徒による犯行とされる殺害、政府による人権及び適正手続の明らかな軽視の事例、そして遅い法廷手続、貧弱な訴追、及び警察と捜査官との間での不十分な協力態勢が目立つ貧弱で負担の重い刑事司法制度であった。

他の人権問題の例として以下が挙げられた：公務員の汚職及び職權乱用、治安部隊による受刑者及び被拘留者に対する拷問や虐待、治安部隊による政治活動家に対する嫌がらせ（人権活動家に対する暴行脅迫を含む）、無令状逮捕、長期間にわたる裁判前拘留、過密及び不

適切な刑務所の状態、ジャーナリストに対する殺害及び嫌がらせ、国内避難民（IDP）へのサービスの提供不足、女性に対する暴力、児童の虐待及び性的搾取、人身売買、施設を利用したい障害者にとってのアクセスの制限、政治・経済構造への先住民族の全面的な統合の欠如、性的指向及び性同一性に基づく差別から人々を保護するための法律や政策の不在、児童労働、及び労働者の権利の効果的な執行の不足。

政府は、政府軍、民兵組織、暴徒及びテロリスト集団による虐待を含め、報告された人権侵害を捜査したが、件数は限られていた。警察による殺害が急増したものの、PNP 所属警察官に対して提起された行政告訴又は刑事告訴が極めて少なかったことから、警察の刑事免責に対する懸念が急増した。ドゥテルテ大統領は殺害に対する批判を公然とはねつけ、そして法の支配を外れて講じられた措置については当局が捜査すると主張した。中央政府及び地方政府の文民当局者や実業界及び商業界の有力者の刑事免責に関する深刻な懸念が根強く残っていた。

長年続くイスラム教徒分離主義者、共産主義反政府集団、及びテロリスト集団と政府との間の対立による民間人の強制移転や治安部隊員及び民間人の殺害が依然として続いていた。テロリスト組織は時々、計略や構成員が分離主義者又は政治的反逆者と重なる場合もあり、例として新人民軍（New People's Army）（NPA）、アブ・サヤフ・グループ（Abu Sayyaf Group）（ASG）、及びジェマ・イスラミア（Jemaah Islamiya）（JI）が挙げられる。イスラム教徒分離主義者集団の例としてモロ・イスラム解放戦線（Moro Islamic Liberation Front）（MILF）、MILF から分離したバンサモロ（Bangsamoro）（ミンダナオ（Mindanao）島南西部でイスラム教徒が支配する自治州を標榜する一派）イスラム自由戦士（Islamic Freedom Fighters）（BIFF）、及びモロ民族解放戦線（Moro National Islamic Liberation Front）（MNLF）が挙げられる。テロリスト組織は身代金目的の誘拐や民間人を標的とする爆弾攻撃を行い、報告によると、児童兵士を戦闘員として又は補助的役割に使用し、支配地域で影の政府を運営していた。政府は NPA と（2016 年）8 月のオスロ（Oslo）での交渉を皮切りに交渉を行った結果、無期限の停戦に至った。バンサモロに関して 2014 年 MILF と政府との間で交わされた包括的合意を施行することになる法制は、依然として議会で行き詰まつたままであった。

第 1 節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

a 慎意的な生命の剥奪及び他の法に基づかない又は政治的動機による殺害

政府主導の違法薬物撲滅運動との関連で PNP が慎意的又は法に基づかない殺害を犯したという報告が多数あった。正体不明の襲撃者や反政府集団による活動家、司法当局者、地方政府指導者及びジャーナリストの殺害が相変わらず発生していた。

PNP の報告によると、麻薬取引容疑者 2,155 名が、(2016 年) 7 月 1 日から 12 月 26 日にかけて、ダブル・バレル (Double Barrel) 作戦という政府による麻薬撲滅運動の下での警察による作戦の過程で殺害された。PNP の報告によると、(2016 年) 7 月 1 日から 12 月 15 日にかけて、違法薬物に関与しているとされた 4,049 名が、襲撃者不詳の自警団員による殺害の過程で死亡した。ドゥテルテ大統領は犯罪防止、特に蔓延していた違法麻薬の取引及び乱用の防止を土台とする運動を展開し、この運動には、就任後 3 か月から 6 か月間以内に麻薬関連犯罪を一掃するという大統領自身の目標を達成するには麻薬取引／使用の容疑者の殺害が必要であることを示唆する、多数の公式声明が含まれた。大統領と上級当局者は、警察は法律に従うべきであり、超法規的殺害を許容する余地は全くないと言明したが、当局は麻薬関連殺害に関与した警察官について、捜査と訴追の免除を約束していた。PNP 内務部は、人手と資源の制限が、警察の作戦の結果として生じた死亡に関して法律上要求される捜査の阻害要因であると報告した一方、警察官による銃撃により死亡は 100 パーセント、正当で合法的な警察の作戦の結果であると強く主張した。

少なくとも二度、ドゥテルテ大統領は麻薬犯罪容疑者のリストを公表し、これに政府、警察及び軍の当局者と、司法機関関係者が含まれていた。政府はこの情報の源泉を明らかにしておらず、リストの正確性と正当性が疑問視されている。このリストに記載されていた数名がその後、警察の作戦又は自警団員による犯行が疑われる殺害の過程で殺害された。

人権委員会 (Commission on Human Rights) (CHR) は、人権侵害の申し立ての捜査を担当する独立的政府機関であり、(2016 年) 8 月時点で、299 名の被害者が関係した超法規的殺害又は政治的動機による殺害の新規の申し立て 227 件を捜査した。これらの申し立ての一部は、麻薬撲滅運動に関連する警察又は自警団員による殺害が関係していた。CHR は、ドゥテルテ大統領が以前ダバオ (Davao) 市長を務めていた頃に数名の容疑者を自ら殺害したことがあると述べた件についても捜査すると発表した。CHR は、申し立てのうち 112 件に PNP 又はフィリピン麻薬取締局 (Philippines Drug Enforcement Agency) の職員が関与していたと疑ったほか、1 件でフィリピン軍 (Armed Forces of the Philippines) (AFP) 又は民兵組織要員、4 件で共産主義者／テロリストの NPA 構成員、1 件で民間人、1 件で地方政府部門要員、残りについては正体不明の人物を被疑者とした。

PNP の特別捜査班 (Task Force Usig) は報道関係者、労働活動家及び外国人の殺害の捜査と監視を担当しているが、(2016 年) 1 月から 8 月にかけて新たな報告事例はなかった。

(2016) 年中の超法規的殺害の申し立て件数は大幅に変動があったが、これは政府と非政府機関 (NGO) が使用する定義の違いによるものである。(2016 年) 8 月 31 日時点で、フ

フィリピン被拘留者救援組織 (Task Force Detainees of the Philippines) (TFDP) という NGO が、政治的動機により AFP 及び／又は PNP が実行した国家による殺害を 6 件、文書化した。TFDP の指摘によると、これらの事件は麻薬撲滅運動の過程での殺害とは別の事件であった。

一例として、(2016 年) 11 月 5 日にアルブエラ (Albuera) 町長のロナルド・アスピノサ (Rolando Espinosa) が刑務所の独房で、捜索令状執行中の PNP 警察官によって殺害された事件は、人権委員会と国会議員から糾弾された。この作戦に関して上院で 1 日限り行われた審問において、これは違法薬物取引との繋がりが疑われた容疑者に対する、職務執行中の警察官による周到に計画された殺害であったと判断された。

別の例を挙げると、非番の警察官 2 名がミンドロ (Mindoro) で (2016 年) 10 月、市民犯罪監視団 (Citizens Crime Watch) の地域議長であったゼナイダ・ルス (Zenaida Luz) を銃殺した後、逮捕された。これらの警察官はルスを銃殺した当時、制服を着用しておらず、公務執行中ではなかった。これらの警察官は (2016 年) 11 月時点で拘留中であったが、裁判はまだ始まっていなかった。

b 失踪

過去数年間と異なり、政治的動機による失踪の報告例はなかった。

2006 年に学生 2 名が失踪した事件への関与を理由に 2014 年に逮捕されていたホビト・パルパラン・ジュニア (Jovito Palparan, Jr.) 退役将軍の裁判は、まだ続いていた。

法律によると、失踪者として申し立てられた被害者の家族は政府機関に対し、失踪（又は超法規的殺害）を取り巻く状況及び被害者の状態について知っている情報を法廷で供述するよう強要することができる。誘拐又は殺害の証拠を得るには訴状の提出が必要であるが、多くの場合、証拠や関連資料が入手不能又は収集されていなかった。失踪事件に関する捜査措置や司法措置は不十分で、過去に報告された事件のうち訴追に至った例は半分にも満たなかった。

政府は、2012 年に強制的・非自発的失踪に関する国連作業部会 (UN Working Group on Enforced or Involuntary Disappearances) からのフィリピン訪問要請に対応しなかった。同作業部会は (2016 年) 5 月に解散したが、1980 年以降、フィリピンにおける未解決の失踪事件を 625 件報告している。

c 捷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

憲法及び法律では拷問を禁じ、拷問を通じて得られた証拠は法廷で許容されない。しかし、治安部隊員や警察官は日常的に、容疑者や被拘留者に対して虐待を加え、時には拷問を働くこともあるとのことである。報告によると、逮捕や尋問の過程で行われることの多い虐待形態の例として電気ショック、タバコによる火傷、及び窒息が挙げられた。

(2016年) 8月時点で、CHRは46名の被害者が関係する拷問の申し立て33件を捜査し、うち20件で警察、5件で軍隊、3件で民兵組織、2件で刑務官、6件で他の政府当局者、そして3件で民間人の関与が疑われた。これらの事件の一部では、告訴された実行犯の分類が複数にまたがっていた。同じ期間中、TFDPは11名の被害者が関係する5件の拷問事件を文書化した。2014年にアムネスティ・インターナショナル(Amnesty International)が、2009年以降に警察官による拷問を受けたことのある55名から証言を集めていた。

(2016年) 3月、PNP警察官のジェリック・ディー・ヒメネス(Jerick Dee Jimenez)が2009年拷問禁止法(Anti-torture Act)の下で初めて、ジェリム・コレ(Jerryme Corre)に対する拷問への関与を理由に有罪判決を受けた。ヒメネスは2年1か月の懲役を言い渡され、コレに100,000ペソ(PHP)(2,130ドル)の損害賠償金を支払うよう命じられた。

精神的虐待は、羞恥刑を含め、拷問防止法の下で違法であるが、報告によると、特に麻薬関連事件で発生していた。(2016年)5月、バタンガス(Batangas)州タナウアン(Tanauan)市のアントニオ・ハリリ(Antonio Halili)市長は麻薬密売容疑者11名に対し、「I'm a pusher. Don't be like me. (私は麻薬密売人。私のような人間にならないで。)」と書かれたTシャツを着て市街地を行進するよう命じた。

麻薬撲滅運動の一環として、当局は麻薬犯罪者に対し、より苛酷な結末に至る羽目にならぬよう、警察への自首を呼び掛けた。980,000名余りの人々が(2016年)7月1日から12月26日にかけてPNPへ自首した。

大半は「投稿者」として記録された後、釈放された。市民団体や他の観測筋は、恐怖心を煽る雰囲気が、多数の麻薬関係者が命を奪われることを恐れて自主する状況に繋がったと主張している。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所は多くの場合、苛酷で生命を脅かす状況にあることが多く、また場合によっては全体的な過密、不十分な衛生と医療、食料不足、そして身体的虐待が認められる例もあった。

刑務官が受刑者に身体的虐待を加えたという報告が続いた。TFDPは、刑務官や他の受刑者による虐待が頻発していると報告した一方、囚人は報復を恐れ、正式な申し立てを拒否しているとのことであった。

物理的状況: 矯正局 (Bureau of Corrections) (BuCor) は法務省 (Department of Justice) (DOJ) の管轄下に置かれ、3年を超える懲役を言い渡された受刑者を収容する7箇所の刑務所及び全国の矯正施設を管理している。(2016) 年中、BuCorは公式収容定員16,010名の約2.5倍に当たる41,532名の囚人を収容する状態で施設を運営していた。

刑務管理局 (Bureau of Jail Management and Penology) (BJMP) は内務自治省 (Department of the Interior and Local Government) (DILG) と PNP の管轄下に置かれ、932箇所の州営及び市町村営の拘置所を管理しており、これらの拘置所は裁判前被拘留者、最終判決待ちの人々及び3年以下の懲役で服役中の既決囚を収容している。DILGの報告によると、BJMPが管理する拘置所は平均で指定収容定員の4倍を超える人々を収容していた。例えばケソン (Quezon) 市拘置所は公式収容定員が1,000名少々であるが、(2016年) 9月時点で3,845名の囚人を収容していた。複数のNGOの観察によると、小規模な都市ほど過密が激しく、この状況が原因で受刑者同士の暴力が発生し、ギャングの対立を助長しているとのことである。麻薬撲滅運動が報道で取り上げられたおかげで拘置所の状況に対する国際メディアの関心が高まったが、こうした状況は麻薬撲滅運動が始まる前から存在していた。

BJMP及びPNPが管理する拘置所における囚人の約98パーセントは裁判前被拘留者で、残りは3年以下の懲役の既決囚であった。18歳未満の未成年者は典型的に、裁判所の命令により、或いは公設弁護人事務所 (Public Attorney's Office) 又は受刑者が個人的に依頼する弁護士からの請願を受けて、或いはNGOが先導する上訴を通じて釈放された。未成年者が囚人に占める割合は1パーセントを大きく下回っていた。

刑務所当局は、国営刑務所において受刑者を男女別々の施設に収容し、同性の刑務官に監視させることを要求する、BJMP及びBuCorの規制を一様に執行していなかった。一部の施設では当局が未成年者を成人と完全に区別する状態でなかった。BJMP及びBuCorの報告によると、管理要員及び護衛要員が特に大型拘置所において不十分で、管理担当職員1名につき受刑者が50名から70名の状態であった。

劣悪な衛生、換気、自然照明へのアクセスを示唆する報告が相次ぎ、また飲用水不足が矯正施設において慢性的な問題で、健康問題の原因となっていた。(2016年) 1月から7月にかけて、BuCor及びBJMPの報告によると713名の受刑者が死亡し、死亡率は0.45パーセ

ントであった。死因はほとんどが肺炎、肺結核及び心筋梗塞などの病気であった。受刑者が自費で施設外の医師から治療を受けるための手続が設けられていたが、法務省は虐待や汚職の申し立てを理由に、2015年にこのプログラムを制限した。

受刑者が娯楽、学習及び自己改善を行う機会は依然として乏しかった。

運営: BJMPは、受刑者の訴訟の迅速な処理を促進するため、効率的な訴訟手続を補助した。このプログラムを通じ、当局は（2016年）7月時点で BJMPが管理する拘置所から 25,089名の受刑者を釈放していた。

当局は概して受刑者及び被拘留者が訪問者と面会することを許可したが、複数の地元 NGO の報告によると、当局は周期的に一部の政治囚について家族の訪問を制限した。刑務所当局者の指摘によると、保安上の懸念と空間の制限も時々、受刑者が訪問者と面会する機会を制限する要因であった。

イスラム教徒当局者の報告によると、イスラム教徒被拘留者は自分達の信仰を守ることを許された一方、ローマカトリック教徒によるミサがしばしば、カトリック教徒と非カトリック教徒のいずれを問わず、受刑者と被拘留者へ拡声器を通じて放送された。

受刑者、受刑者の家族及び弁護士は、憲法により創設された独立的政府機関へ申し立てを提出することができ、CHRは寄せられた申し立てを該当する機関へ付託した。

独立的監視：当局は、赤十字国際委員会（International Committee of the Red Cross）をはじめとする国際監視団が拘置所や刑務所を自由かつ適時に訪問することを許可した。憲法では CHR が拘置所、刑務所又は拘留施設を訪問して政府による国際条約上の義務の遵守状況を観察する権限を認めているが、（2016年）8月、CHRがニュー・ビリビッド（New Bilibid）刑務所を訪問しようとしたところ、訪問区域内でごく数名の受刑者との面談の実施に制限され、施設内での人権状況の総体的な観察が阻害された。

改善：BuCorとBJMPは、拘置所、独房及び監房の増設と、さほど混み合っていない刑務所や矯正施設への受刑者の移転により、拘置所及び刑務所における受刑者の過密の緩和を試みた。（2016）年中、拘置所建設費用として 3 億 7,300 万 PHP（794 万ドル）を超える予算が BJMP へ配分された。

d 慎意的な逮捕又は拘留

(2016 年) 8 月時点で、公務員による虐待や不正行為の調査及び訴追を担当する独立的機関であるオンブズマン局 (Office of the Ombudsman) の報告によると、(2016) 年中、法執行機関又は AFP による恣意的拘留違反が 72 件発生していた。

警察及び治安組織の役割

PNP は国内の大部分における治安維持を担当し、DILG の管轄下に置かれる。AFP は国防省 (Department of National Defense) の管轄下に置かれ、対外安全保障を担当するだけでなく、紛争多発地域、特にミンダナオ島内各地での国内治安維持の役割も果たす。これら 2 つの機関はテロ対策及び暴動鎮圧作戦の責任を共有していた。PNP は特に都市部でのテロ対策作戦を担当する。(2016 年) 9 月 3 日、ドゥテルテ大統領はダバオ市で爆弾テロが発生した後、「合法性に基づく国家緊急事態」を宣言し、暴力の防止又は抑止に向けた PNP の活動を軍隊が補うことが可能となった。(2016 年) 9 月 6 日、政府は大統領令 (Presidential Proclamation) 第 55 号を発布し、これは緊急事態が人身保護令状又は他の憲法上の保護を一時停止させるわけでないことと、宣言は無期限であることを明確にするものであった。

州知事、市町村長及び他の地方当局者は、地元警察の諸部門に対し、省庁幹部及び地方警察官による証人や資源の提供を含め、多大な影響力を持ち、こうした態勢が収賄や汚職に繋がることが多かった。

168,000 名を擁する PNP の制度的欠陥と、部隊内に汚職が蔓延しているという一般市民の認知は相変わらずであった。PNP 内務部は法律の範囲内での警察業務の維持を付託されているが、総じて効果が上がらない状況が続いていた。訓練の改善、地元地域への対応範囲拡大、そして給与増額を通じた、PNP の改革と専門化に向けた取り組みが続けられた。人権ベースのモジュールが、例えば PNP キャリア課程の全てに含まれ、また PNP 人権問題局 (Human Rights Affairs Office) は日常的に、警察活動における人権上の責任に関する訓練を全国規模で実施した。

PNP は、ダブル・バレル作戦で果たした役割について、国内及び国際的な人権団体から批判を浴びた。(2016 年) 1 月 1 日から 9 月 26 日にかけて、PNP 内務部は同期間中に報告された 940 件の PNP による殺害に関して、709 件の内部捜査を開始した。(2016 年) 9 月後半の段階で、これらの捜査から PNP 警察官に対する行政訴訟又は刑事訴訟に至った例はなかった。

治安部隊内での虐待や汚職を政府が捜査及び処罰する仕組みは依然、総じて効果を上げていなかつた。ドゥテルテ大統領は政府や治安部隊における汚職を公然と非難したが、監視

機構は資源不足の状態であった上、治安当局者の汚職に的を絞った取り組みはほとんど為されていなかった。(2016年) 1月から8月にかけて、オンブズマン局は、殺害、傷害、不法逮捕及び拷問を含め、人権侵害に軍隊や法執行機関が関与したという294件の疑惑に関する181件の申し立てを受けた。これらの事件の大部分(92パーセント)は下級当局者に対するものであった。(2016年) 8月時点で、全ての事件が追加調査待ちの状態であった。警察又は軍隊の高官に対して有罪判決が下された例はなかった。

(2016年) 1月から8月にかけて、PNPは19名が関係する重大な不正行為を申し立てる12件の行政訴訟を開始した。

AFP人権局は、軍隊隊員が関係する人権侵害疑惑の監視と再検討を行った。(2016年) 1月から8月にかけて、同局は報告された6件の事件を特定及び捜査し、内訳は殺人(1件)、拷問(2件)、違法拘留及び職権乱用(1件)、女性と児童に対する暴力(1件)、及び恣意的干渉(1件)であった。(2016年) 8月時点で、 AFPは殺人事件について、被害者の家族が不起訴に合意した段階で決着し、また拷問事件の捜査は1名が AFPから不名誉除隊となつたのに伴つて終結した。残る4件は係属中であった。

警察と軍隊は日常的に、人権に関する隊員向け訓練を実施し、これをCHRが実施する訓練で補った。 AFPは「人権／国際人道法に関する軍隊向け段階的カリキュラム」の改訂版を使用して、諸部門にまたがる横断的な訓練に関する統一標準を設けた。 AFPは、 AFPにおける全ての教育訓練課程に人権と国際人道法を組み入れるよう要求した2005年の大統領令を遵守した。基礎訓練の修了と、入隊、昇進及び転任、そして国外で学ぶ機会を与えられる者としての選抜には、これらの課程を完了して合格する必要がある。

任命委員会(Comission on Appointments)は、昇進候補として選ばれた上級軍士官に人権侵害の経験がないかどうかを判定するほか、CHR及び他の機関にも背景調査を通じた参考情報の提供を求める。人権侵害の記録が判明した場合、同委員会は昇進を無期限に保留することができるが、否定的な事実が認められても昇進の妨げになるわけではない。

PNPにおける全国、地域、州及び市町村レベルでの人権担当事務方のネットワークの職員数は(2016) 年中に2,488名から1,808名にまで減った。 PNP人権問題局は PNPのキャリア警察官訓練課程の全てにおいて人権ベースの警察活動モジュールを組み込み、またミランダ警告と拷問禁止警告を記載したポケットカードを警察官全員に配布したほか、一部の PNP事務所に、被逮捕者の権利を説明するポスターを配布した。

人権団体の指摘によると、人権侵害容疑者の捜査及び訴追の改善を狙いとする改革の実施

と執行はほとんど進んでいない。潜在的証人は DOJ が管理する証人保護プログラムを通じて保護を、資金不足又は手続の遅れが原因で受けることができない、或いはプログラムの実効性に対する疑問が原因で前に進むことができないという例が多かった。CHR は比較的小規模な証人保護プログラムを運用したが、これは麻薬撲滅運動における殺害の証人にとって負担が重かった。家族の強制収容による世帯所得の喪失も、場合によっては証人による証言の障壁であった。オンブズマン局はさらに、警察による虐待又は汚職事件を追求する過程での証人の欠如や被害者の不協力の原因が、時には当人や家族に対する圧力から生じたり、協力の代償が予想される事態から生じたりしているとも報告した。

政府系の武装民兵組織は AFP と PNP を補っていた。AFP は市民軍地域部隊 (Civilian Armed Force Geographical Unit) (CAFGU) を統制する一方、市民ボランティア組織 (Civilian Volunteer Organization) (CVO) は PNP の指揮下に置かれた。これらの民兵組織部隊は大抵、最低限の訓練を受ける程度で、監視と規制も不十分であった。一部の政治家一族や部族指導者は、特にミンダナオ島で、私設軍を維持し、時には CVO や CAFGU の隊員を引き抜くこともあった。

人権 NGO は国が支援する民兵組織や私設軍を多数の人権侵害と結び付け、例として 2009 年にマギンダナオ (Maguindanao) 州で 58 名の民間人が大虐殺された事件が挙げられる。この事件の訴追は進行が遅く、これは機能不全に陥った司法制度と、105 名余りの被告人を同時に審理することの複雑さが原因であった。検察側は弁論を終えたものの、弁護側は (2016 年) 6 月にやっと証拠提示を始めたばかりであった。主要な容疑者であったアンダル・アンパチュアン・シニア (Andal Ampatuan, Sr.) 元マギンダナオ州知事は 2015 年に死去した。こうした遅れにより、人権侵害で告発された中央政府、州政府及び地方政府の関係者の刑事免責に対する認知が強まる状況が続いていた。

逮捕手続及び拘留中の取扱い

逮捕には十分な証拠に基づいて正当に権限を付与された当局者が発行した礼状が必要であるが、容疑者が犯行を目撃された場合、又は容疑者が犯行を終えたところであるという可能性の高い根拠がある場合、又は容疑者が脱獄囚である場合はこの限りでない。当局は、無令状逮捕した場合、犯罪の重大度に応じて 12 時間から 36 時間以内に起訴するよう要求される。テロ事件の場合、法律では無令状逮捕及び 3 日間以内の無起訴拘留を認めている。

被拘留者は、終身刑による処罰対象犯罪により拘留された場合を除き、保釈を求める権利を有する。保釈制度は総じて意図された通りに機能し、容疑者は保釈を判事から否決された場合は上訴することができる。法律では被告人又は被拘留者に弁護士を選ぶ権利を与え、

また貧困者の場合は国選弁護人を付けてもらうことができる。しかし、公設弁護人事務所が資源不足であるため、貧困者は公設弁護人を付けてもらえる機会が限られていた。

恣意的な逮捕：治安部隊は相変わらず、特に武力紛争発生区域で、未成年者も含め、テロ行為以外の罪状で人々を恣意的に無令状で拘留していた。

裁判前の拘留：長期間に及ぶ裁判前拘留が依然として問題であったが、これは総じて機能不全に陥った進行の遅い司法制度が原因であった。裁判前拘留の平均期間は 18 か月であった。大規模な拘置所は、受刑者の訴訟の観察、最大量刑範囲を超える拘留の防止、及び過密緩和に向けた取り組みの支援のため、弁護士補助員を雇用した。

被拘留者が法廷で拘留の合法性に異議を唱える能力：被拘留者は、拘留の合法性について司法機関に再検討してもらう権利を有する。1987 年憲法では、法執行当局者が人々を不法に拘留したと認められた場合の厳格な財政的罰則を規定している。一部の人権観測筋はこれらの罰則を超法規的殺害と結び付け、法執行当局者が容疑者を拘留するよりも殺害した方がリスクが少ないと考えることが多いと主張している。

e 公正な公判の否定

法律では公正な公判を受ける権利を規定し、独立した司法機関は概してこの権利を執行していたが、時宜に適う形での執行ではなかった。縁故主義、個人的繋がり、また場合によっては賄賂を通じた汚職が相変わらず、裕福又は影響力のある犯罪者が刑事責任を逃れる例が多いという事態を招いていた。人員不足、非効率的プロセス、そして長期間に及ぶ手続遅延が相変わらず、司法制度を阻害していた。こうした要因が、適正手続と平等な正義をもたらすはずの刑事司法制度に対する懐疑主義の広がりに寄与していた。

裁判は一連の別々の聴聞という形で行われるが、証人の応対や法廷を使える時間の関係上、数か月も間が空くことが多く、長期間にわたる遅延の原因となっていた。検察官、判事及び法廷を増やす必要性が幅広く認識されていた。判事の欠員率は約 19 パーセントであった。ミンダナオ島及び比較的貧しい州の裁判所は、全国平均よりも欠員率が高かった。イスラム法裁判所の役職は依然、欠員補充が特に困難で、これは申請人がイスラム法弁護士会（Sharia Bar）と総合弁護士会（Integrated Bar）の双方に属していなければならないという要件が原因である。イスラム法裁判所は刑事裁判権を持たない。検事総長（Prosecutor General）は数百名もの新人検察官を雇用する権限を与えられるが、訓練期間が短く、不十分と捉えられていた。

最高裁判所（Supreme Court）は、裁判の迅速化、司法機関による不正行為の低減、司法部門出先機関の効率化、そして司法機関に対する一般市民の信頼向上に向けた努力を続けた。最高裁判所は、有罪判決が下された場合の最高刑が懲役 6 年以下の事件の解決を加速させるためのガイドラインの実施を続けた。司法機関は、聴聞の延期を制限する事件処理に関する新たな法廷規則と手続を定め、他にも事件処理を迅速化するための手続変更を行った。

裁判手続

法律では、犯罪により告発された全ての人々について、罪状を告げられることを要求し、また弁護士を雇う権利、抗弁に備える十分な時間、そして判事の面前で迅速な公判を受ける権利を認めている。法律では被告人を推定無罪と想定している。被告人は自分にとって不利な証人と対峙し、審理に出廷し、自分に有利な証拠を提示し、政府側の証拠を再検討し、有罪判決を控訴し、証言又は自白を強要されない権利を有する。政府は概してこれらの要件を実施したが、迅速な裁判を受ける権利についてはそうでもなかった。

法律では事件を 3 か月乃至 2 年以内に解決する旨、規定しているが、裁判所によっては事実上、審理期限を設けていなかった。

当局は、被告人が弁護士に代理を務めてもらう権利を尊重したが、貧困のために効果的な弁護人を雇うことができない例が多くあった。DOJ の管轄下に置かれる公設弁護人事務所は、憲法上の義務を果たす上で必要な資源が足りず、その限られた資源を、罪状認否又は裁判前聴聞ではなく寧ろ、法廷で貧しい被告人の代理を立てるために使った。罪状認否又は裁判前聴聞の過程で、裁判所は法廷に居る弁護士を指名して、その限りで被告人の代理を務めさせることができる。

量刑判断は必ずしも法定ガイドラインに沿うとは限らず、司法機関による決定が恣意的と見られる場合もあった。

政治犯及び政治的理由により拘留された者

1945 年に制定された法律の下、政府は政治犯を、国家安全保障に反する犯罪により告発され得る者と定義している。この定義を用いて、BuCor は（2016 年）9 月時点で 216 名の政治犯を施設に収容していると報告した。過去数年間と異なり、BJMP は、政治犯の追跡調査を行わなくなり、治安上のリスクに基づいて囚人を定義しているに過ぎないことを示唆した。

様々な人権 NGO が、それぞれ政治犯と見なす受刑者のリストを維持していた。TFDP は（2016

年) 7月時点で、政治的理由による被拘留者 342 名を追跡調査していた。これらの追跡調査対象者はほとんどが裁判前被拘留者で、うち 19 名は 2015 年に逮捕されていた。TFDP の指摘によると、大多数の事件において、当局は政治犯を他の一般受刑者と一緒に収容していたが、国営ビリビッド刑務所は例外で、最も警備が厳しい施設に政治犯のほとんどを収容していた。

政府は NGO が作成したリストを、恩赦及び仮釈放のプログラムを実施する際の情報源の 1 つとして利用した。TFDP の報告によると、(2016 年) 7 月時点で 31 名の政治犯が刑務所又は拘置所から釈放されていた。これらの釈放はいずれも、行政措置（恩赦）によるものではなかった。(2016 年) 8 月、政府はフィリピン共産党（Communist Party of the Philippines）(CPP) 及び同党と関係のある武装勢力と政府との間での和平交渉に参加させるため、19 名を拘置所から仮釈放した。これらの被拘留者はほとんどが暴力犯罪を理由に逮捕されていたが、CPP は実際のところ「政治コンサルタント」と捉えていた。

政府は、政治犯とされる人々を国際的人道支援機関が定期的に訪問することを許可した。

民事上の訴訟手続及び救済方法

司法機関は独立的立場であり、民事事案において公平である。申立人は人権侵害の民事損害賠償又は差し止めを求める訴訟を地元裁判所に提起することができる。民事上の申し立てに関して行政上の救済措置のほか、司法上の救済措置も定められているが、地方裁判所にとって負担が重いことから、棄却される例が多い。国からの上訴の聴聞を行うことができる、地域単位の人権裁決機関は存在しない。

f 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は不法な干渉

政府は概して、市民の私生活を尊重したが、共産主義組織や左翼主義組織の指導者、及び農村を拠点とする NGO は、日常的に監視や嫌がらせを受けていると訴えた。当局は日常的に、情報提供者のネットワークを頼りに、テロリスト容疑者に関する情報や麻薬撲滅運動のための情報を得ていた。政府は概して民家内での捜索及び押収に対する制限を尊重したが、無令状捜索が相変わらず発生した。判事は概して、違法に取得された証拠を許容不可と宣言した。人権団体の報告によると、PNP は (2016 年) 10 月、ブラカン (Bulacan) 州である住宅を違法に無令状捜索した後、4 名の農業者を逮捕した。

g 国内の紛争での虐待行為

数十年間にわたり、フィリピンは、MILF など民兵組織が支援する武装イスラム教徒分離独立運動、全国規模で存在する NPA が支援する共産主義反政府集団である MNLF、比較的小規模な国際テロ組織（ASG 及び JI など）、そして犯罪シンジケートと闘ってきた。（2016）年中、AFP が ASG や NPA と対峙する中で、市民や強制退去させられた住民を違法に拘留したという申し立てが相次いだ。加えて、部族間の「抗争（rido）」による暴力もミンダナオ島で続き、民間人の死亡や強制退去を引き起こしていた。

殺害：過去数年間と異なり、 AFP は反政府集団に対する軍事作戦での民間人の死亡を全く確認しておらず、民間人が犠牲になったという報道もなかった。

民間人の死亡は反政府集団の仕業であった。NPA やイスラム教徒分離独立主義者（ASG を含む）、MILF の分子及び BIFF の分派が、道路に仕掛けた爆弾や待ち伏せなどの手段を使用して政治家や他の民間人を殺害し、被害者には軍隊や警察への情報提供者と思われる人々も含まれた。（2016 年）9 月 3 日、ダバオ市の夜間市場での爆弾攻撃により民間人 15 名が死亡し、多数が負傷した。この攻撃は当初、 ASG の犯行とされたが、 ASG は犯行声明を出していない。

反政府集団は、革命税と称する金銭を脅し取ろうとして、政府出先機関に対する脅迫や、企業、発電所、農場及び民間通信施設に対する攻撃又は脅迫も行った。

誘拐：武装した様々な犯罪集団やテロリスト集団が、ミンダナオ島やスルー（Sulu）諸島の ASG を含め、民間人の誘拐を続けていた。NPA と一部の分離独立主義者集団が、身代金目的の誘拐や人質行為を含め、多数の恣意的拘留を働いた。

当局は身代金の支払を促すか、或いは被害者救出を試みた。（2016 年）1 月から 8 月にかけて、 PNP は、 ASG 及び他の身代金目的誘拐集団による犯行とされる、26 名の被害者が関係する 18 件の身代金目的誘拐事件を捜査した。

（2016 年）4 月と 6 月に、 ASG は 2015 年に誘拐されたままであったカナダ人の人質 2 名を斬首殺害した。一緒に誘拐されていた他の 2 名は（2016 年）7 月と 9 月に解放された。 ASG はさらに（2016 年）8 月、フィリピン人の人質 1 名も斬首殺害した。他のインドネシア人、マレーシア人及びフィリピン人の人質は、身代金の支払後に解放、脱出、或いは治安部隊に救出された。

身体的虐待、刑罰及び拷問：左翼主義者及び人権活動から依然、警察官や刑務官による被拘留者の虐待を含め、地元治安部隊による嫌がらせの報告があった。強姦は概して、戦争

の武器として使用されたわけではなかった。

児童兵士：児童兵士の使用、特にテロ組織や反政府組織による使用が依然として問題であった。国連は現地の国連児童基金（UNICEF）機関を通じ、武力紛争における児童の徴用と使用、及び児童兵士の解放を監視した。UNICEF は（2016 年）12 月、MILF が児童兵士の使用を止めるという約束を実行し、（2016 年）1 月以降少なくとも 175 名の児童兵士を解放したと報告した。児童兵士に関する政府の報告機構は、機関間及び地域間、特に紛争の影響を受ける区域での不整合によって損なわれたしまったため、問題の範囲の評価が困難になった。（2016 年）1 月から 8 月にかけて、AFP 人権局の報告によると、NPA の児童兵士 19 名が AFP に救出されたか、又は AFP に投降した。

NPA は引き続き、児童兵士を戦闘員として徴用していないと主張したが、戦闘以外の目的で徴用、訓練し、使用していることは認めた。

以下の URL で公開されている米国国務省の年次の「人身売買に関する報告書 (*Trafficking in Persons Report*)」も参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

第 2 節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など：

a 言論及び報道の自由

憲法では言論及び報道の自由を規定しており、政府は概してこれらの権利を尊重した。

言論及び表現の自由：人々は政府を公然と又は私的に批判したり、一般市民の利益に関する事案を話し合ったりすることができる。しかし、市民団体の報告によると、ドゥテルテ大統領が彼の政策を批判した個人や国際団体を公然と非難したため、自由な言論と表現を萎縮させる結果となった。一例として、ドゥテルテ大統領はレイラ・デ・リマ（Leila De Lima）上院議員に対し、彼女が人権委員会委員兼法務大臣を務めていた当時に麻薬取引から利益を得ていたと主張して、政府による正式な捜査が始まる前に公然と告発した。法務省はその後、この告発に関する捜査を開始した。ドゥテルテによる告発は、デ・リマが正義と人権に関する上院委員会の議長として、政府の麻薬撲滅運動における超法規的殺害疑惑に関する聴聞を開始した時期でもあった。（2016 年）9 月、彼女は、ドゥテルテ大統領がダバオ市長時代に超法規的殺害に直接関与したという疑惑について証言する証人を要請したほんの数日後、委員会議長を辞任せられた。彼女の後任に、リチャード・ゴードン（Richard Gordon）上院議員が独立的立場として選任されたが、ドゥテルテ支持派と見なされた。聴

聞は（2016年）10月13日に結審し、ゴードンが多数の殺害を認める形となった一方、ドゥテルテの個人的関与の証拠はないと結論付けた。（2016年）11月21日時点で、法務省はデ・リマと違法麻薬との繋がりの疑惑の捜査を続けていたが、刑事告訴に持ち込むに足る十分な証拠を認めるには至っていない。

報道の自由：独立系メディアは引き続き活発で、政府首脳から批判や脅迫的コメントを受けたにも関わらず、政府批判を含め、多様な見解を制限なく表明した。メディアの解説者は大部分の報道について、ジャーナリストとしての厳格な基準を欠き、またオーナー、出版業者又は支援者（一部は現役又は過去の高官と密接な関係にあった）の特定の政治的又は経済的な方向性を反映しているとして批判した。観測筋は、そうした人々の立場を支持する不公平で誤りのある報道や解説を求めて賄賂などの勧誘手段を使用することに、特別な利害関係があるのではないかと疑った。

暴力と嫌がらせ：ジャーナリストは、報道に批判的な政治家や政府当局者によるものを含め、嫌がらせや暴力の脅威に直面した。（2016年）4月、当時はまだ大統領候補であったドゥテルテは、ジャーナリストは特別な保護を享受すべきでなく、もし「汚職」を働いて政治家から金銭を受け取れば「暗殺」されかねない、とメディアに語った後、幅広く批判を浴びた。複数の人権NGOが、政府はジャーナリストの保護を怠っているとして頻繁に批判した。

非政府系の「メディアの自由と責任センター」（Center for Media Freedom and Responsibility）（CMFR）の報告によると、（2016年）1月から8月の間に2名のジャーナリスト又は報道機関職員が職業絡みで殺害されたが、いずれの事件もまだ捜査中であった。PNPの特別捜査班は報道関係者殺害の捜査と追跡調査を担当するが、これらの事件を業務関連殺害として分類せず、（2016年）9月時点で報道関係者殺害は発生していないと報告した。

（2016年）12月19日、ある著名なコラムニスト兼出版業者がカタンドゥアネス（Catanduanes）州で正体不明の武装集団に殺害され、この事件は、大手のメタンフェタミン研究所が当局の強制捜査を受けた後に地元自治体が何もしなかったことを非難する記事を被害者が公表した数日後に起こった。国家捜査局（National Bureau of Investigation）はこのジャーナリストの死亡に関する捜査を先導する予定であった。

多数のジャーナリストが、政府を批判する記事をインターネット上に掲載したことへの反応として、暴力の脅威や嫌がらせを含め、インターネット上の脅威が増えたと報告した。政府に批判的なジャーナリストは、個人の安全に対して信憑性のある脅威を感じていないものの、過剰に批判的と見なされれば、大統領と面会したり大統領府に出入りする機会を

失ってしまうことが心配であると報告した。

名誉毀損法：法律では名誉毀損に対する刑事罰を規定している。当局は、懲役及び罰金に処せられる可能性のある刑事上の名誉毀損罪を使って、ジャーナリストに対する嫌がらせ、脅迫、報復を行った。(2016年) 4月、CMFRは、ある地方自治体の首長に立候補した執行猶予中の副検事が数名のジャーナリストを相手取って刑事上の名誉毀損訴訟を起こしたと報告した。(2016年) 9月、上訴裁判所も、日刊紙フィリピン・デイリー・インクワイアラー(Philippines Daily Inquirer)の記者2名に対するファン・ポンセ・エンリル(Juan Ponce Enrile)上院議員の勝訴判決を支持したが、これらの記者は2001年に、同議員がマルコス(Marcos)政権時代に横領した金銭をココナツ課税の決済によって維持することができたという記事を書いていた。エンリルは精神的苦痛、深刻な不安及び社会的屈辱による損害賠償を認められた。

インターネットの自由

政府はインターネットへのアクセスの制限又は妨害、或いはインターネット上のコンテンツの検閲を行っておらず、また政府が適切な法的権限なく私的なオンライン通信を監視しているという、信憑性のある報告もなかった。インターネットは幅広く利用可能であり、利用されていた。国際電気通信連合(International Telecommunication Union)によると、(2016)年中の国民のインターネット利用率は52パーセントであった。

学問の自由と文化的行事

学問の自由又は文化的行事に対する政府による規制はなかった。

b 平和的集会及び結社の自由

集会の自由

警察は抗議集団に対処する際、概してプロ意識と抑止力を示した。(2016年) 4月1日にキダパワン(Kidapawan)市で大規模な抗議が行われた際に警察が農業者や抗議集団を強制的に解散させた結果、抗議者2名が死亡し、4名が重傷、多数が軽傷を負った事件はメディアの多大な関心を集め、CHRによる全面的な捜査を促した。地元自治体に食料支援を要求するため集まった、干魃の影響を受けた農業者や抗議集団に対し、PNP警察官が発砲した。CHRによる捜査の結果、PNP当局は職権を乱用し、不必要的力行使して抗議集会を解散させようとしたと認められた。(2016年) 9月時点で、この事件はPNPによる予備的捜査の

段階であった。懲罰的措置は講じられず、起訴も為されなかった。

結社の自由

法律では結社の自由を規定しており、政府は概してこの権利を尊重した。

c 信教の自由

以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書 (*International Religious Freedom Report*)」を参照のこと。

www.state.gov/religiousfreedomreport/

d 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

憲法では国内移動、海外渡航、移住及び帰国の自由を規定しており、政府は概してこれらの権利を尊重した。政府は国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 及び他の人道支援機関と協力して、IDP、難民、帰還難民、亡命希望者、無国籍者及び他の関心対象者へ、保護と支援を提供した。

海外渡航：海外渡航に対する政府の制限は概して、例えばある市民が係属中の訴訟を抱えている場合、或いは脆弱な立場にある労働者が人身売買又は他の搾取を含む身の安全の危機に直面するおそれのある国へ渡航することの阻止など、保安上の要因又は個人の安全上の要因に基づくものであった。フィリピン国外雇用管理局 (Philippine Overseas Employment Administration) は国外での労働のための出国を管理し、また国外労働者に対し、登録することと、出国前のスクリーニング、訓練及び証明を受けるよう要求している。(2016 年) 9 月時点で、23 か国が制限対象と見なされ、国外労働者の派遣が完全又は部分的に禁止されている。

国内避難民

数十年に及ぶ宗派間対立、政治的反乱、散発的な部族間抗争、そして自然災害の結果、多数の国内避難民が生じた。IDP の数は不確かで、(2016) 年中でも大幅に変動した。ASG に対する暴動鎮圧活動は主にスールー州とバシラン (Basilan) 州で展開され、また NPA との衝突は地理的に最も離れた州に集中した結果、散発的な小規模の強制退去の原因となった。IDP はほとんどが女性と児童であった。

ミンダナオ島では、UNHCR の報告によると、(2016 年) 7 月時点で、2012 年以来 159,541 名の避難民が持続性のある解決策が必要な状態のままである。うち 83,162 名は武力紛争(地元共同体同士の暴動を含む)、76,379 名は自然災害による避難民であった。

政府機関は、多くの場合国連機関及び他の国際的ドナーから支援を受けつつ、IDP へ食料を提供し(ただし複数の NGO が、食料支援は時々遅れると指摘した)、避難所や公共インフラを建設し、学校を補修し、衛生設備を建設し、予防接種、保健サービス及び社会的サービスを提供し、そして現金支援と技能訓練を提供した。政府は人道支援機関が IDP サイトを訪問することを許可した。治安部隊は時々、IDP サイト近辺で軍事作戦を実行し、犠牲者や被害が出るリスクをもたらし、移動の自由を制限した。貧しい IDP は特に、人身売買ネットワークの被害者になりやすかった。加えて、政府が無償の公共教育を政策に掲げたにも関わらず、著しい数の避難民世帯児童が、非公式の学費や交通費を理由に通学することができなかつた。

折に触れ、政府は IDP へ帰宅を奨励したが、治安又は福祉上の理由により、帰宅を躊躇する者が多かった。

難民の保護

庇護へのアクセス：難民の地位又は庇護の付与に関する包括的法制はない。法務省の難民・無国籍者保護課 (Refugee and Stateless Persons Protections Unit) (RSPPU) は、基本的な適正手続を提供すると見られる、確立されたアクセス可能なシステムに従って、難民として資格認定を受けられる亡命希望者を判定する。

安全な出身国／経由国：政府は UNHCR 及び他の人道支援機関と協力して、外務省 (Department of Foreign Affairs) と UNHCR との間での協定に準ずるフィリピン経由での難民移動を支援した。UNHCR は (2016 年) 1 月から 8 月にかけて、15 名の難民の移動を記録した。

雇用：政府は難民の労働を許可した。労働雇用省 (Department of Labor and Employment) (DOLE) の命令書において、難民及び無国籍者が労働許可を得られることが確認された。2013 年以降、移民局 (Bureau of Immigration) は、難民及び／又は無国籍者としての認定申請手続中の人々へ、RSPPU による是認を条件に、一時的労働許可を提供してきた。難民と無国籍者が就くことのできる雇用の種類は、概して他の合法的外国人居住者の場合と同じであった。

無国籍者

DOJ は国内出身者と新規入国者について、無国籍状態の判定を担当していた。改正後の規則によると、申請者が無国籍状態判定申請を届け出た後、申請者及び扶養家族に対する国外退去手続又は排除手続が一時停止され、申請者は拘留から解放される可能性がある。無国籍者は帰化することができる。(2016 年) 8 月時点で、無国籍者に対する社会的差別の事例は不詳であった。

2012 年から 2013 年にかけて、UNHCR と政府は、ミンダナオ島南部で無国籍状態となるリスクに曝されているインドネシア系の家系の人々に関する調査を実施した。この調査により、インドネシア系の家系と推定される合計 6,040 名のうち 4,260 名が、無国籍者となる可能性がある人々として特定された。2014 年にフィリピン政府とインドネシア政府は、インドネシア系の家系の書類を有する移民と書類のない移民双方に領事館が支援を提供する旨を再確認する共同宣言を発布した。4 段階に分けて行われた登録の後、このプロジェクトで該当者 8,745 名を登録し、うち 663 名が (2016 年) 3 月に市民権を認められた。

(2016 年) 6 月時点で、3 名の無国籍者が難民として分類された。

第 3 節 政治的プロセスへの参加の自由

法律では市民が普遍的かつ平等な選挙権に基づく自由かつ公正な無記名投票によって政権を選ぶ権利を規定し、市民はこの権利行使した。候補者は、大統領候補を含め、語法的権利行使して立候補するが、これに対して政敵が犯罪歴、市民権又は他の資格剥奪条件を根拠に異議を唱えることが多かった。こうした事例は最高裁判所で争われる場合もあった。政治家候補は期限内に登録手続を完了することができない場合、代理人を立てることを認められた。

選挙及び政治的な参加

最近行われた選挙：フィリピンは (2016 年) 5 月に大統領、議会の両院、州知事及び地方自治体当局者を選ぶ選挙を全国で実施した。バランガイ (barangay)、即ち村レベルの選挙は (2016 年) 10 月に予定されていたが、1 年間延期となった。国際及び国内の観測筋は (2016 年) 5 月の選挙を概して自由かつ公正と捉えたが、票の買収が蔓延し、王家の政治家家系が相変わらず公選職を独占していると報告した。PNP の報告によると、選挙運動期間中と投票日に選挙関連の暴力事件が散発的に発生したが、過去の多数の選挙と比べ、全体的に治安に関わる事件は少なかった。(2016 年) 1 月 10 日から 5 月 8 日 (公式選挙期間) にかけ

て、PNPは146件の「選挙関連で懸念される事件」を記録し、うち28件はPNPにより、選挙関連事件として確認された。これらの事件で67名の被害者が発生し、うち死者は50名であった。 AFPの全国選挙監視センター（National Election Monitoring Center）は、(2016年)5月9日の選挙の際に選挙関連の暴力事件が22件発生し、10名が死亡、3名が負傷したと報告した。

女性及びマイノリティーの参加：女性及びマイノリティーの人々による政治参加に対する法律又は慣習における制限はなく、これらの集団による参加状況は、前回2010年の国政選挙又は2013年の中間選挙と比べ、顕著な変化はない。

政治生活は男性が支配的で、また観測筋は、数名の女性政治家は当人が属する王家の政治家家系の男性が任期満了のため退職せざるを得ない場合の「代理人」の役割を果たしているとコメントした。メディアの解説者も、王家の政治的支配により、政治家家系と繋がりのない女性候補者が推薦を求める機会が制限されているという懸念を表明した。

閣僚又は上院議員にイスラム教徒又は先住民族はいなかったが、下院にイスラム教徒議員が11名居り、大部分はイスラム教徒が多数派を占める州の出身で、1名が先祖代々下院議員の先住民族であった。イスラム教徒、先住民族及び他の人々は、全国規模の名簿からの上院議員選出は、マニラ地域出身の世間によく知られた政界実力者に有利であると主張した。彼らは地域別の上院議員選出を提唱しているが、これは憲法改正が必要になる。

法律では政党名簿制度を規定しており、これは社会の中で縁辺化されたセクターや代表者が少ないセクターの代表者が下院議席の20パーセントを占めることを確保するよう考案されている。

第4節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律では公務員による汚職の刑事罰を規定しているが、政府はこれらの法律を効果的に実施せず、公務員が時々、汚職慣行に関与して刑事責任を免れることがあった。

汚職：汚職と闘うため、憲法により、独立的なオンブズマン局と、上訴レベルの汚職防止裁判所（Sandiganbayan）及び監査委員会（Commission on Audit）が設立されている。これら3つの機関は全て資源不足の状況であったが、公共機関や市民団体と積極的に協力しており、また独立的に活動すると共に、限られた資源を有効活用していると見られる。多数の事件において、起訴し、有罪判決を得るために政府が努力しているにも関わらず、公務員が汚職慣行に関与して刑事責任を免れるという状況が続いていた。

NGO を偽装するための議会資金流用に関する 2014 年の「ポーク・バレル」(優先開発支援基金 (Priority Development Assistance Fund) (PDAF)) スキャンダルが拡大する中、疑惑に関する捜査が続いている。法務省は PDAF 悪用疑惑に関する前政権による調査を再検討すると約束した。これまでに 3 名の上院議員が PDAF 詐欺を巡る横領で既に起訴され、(2016 年) 11 月にオンブズマン局は、詐欺への関与疑惑を背景にジョエル・ビラヌエバ (Joel Villanueva) 上院議員の解任を勧告した。

(2016 年) 8 月時点で、オンブズマン局は (2016) 年中における 210 件の汚職事件で 44 件の有罪判決を勝ち取り、例として、ブキドノン (Bukidnon) 州第 1 区選出の元国会議員、ネレウス・アコスタ (Nereus Acosta) と彼の母親で元市長のソコッロ・アコスタ (Socorro Acosta) の、2002 年における PDAF の違法使用による有罪判決が挙げられる。カガヤン (Cagayan) 州ブギー (Buguey) 市の元市長、イグナシオ・トゥルク (Ignacio Turuc) も、2007 年に職員 5 名に給与を支給しなかった罪により有罪判決を受け、懲役 6 年乃至 10 年を言い渡された。懲役に加え、トゥルクは公職就任資格も永久剥奪された。

(2016 年) 8 月、政府は、大統領在任中の汚職疑惑により数年間拘留されていたグロリア・マカパガル・アロヨ (Gloria Macapagal Arroyo) 元大統領を釈放した。最高裁判所は、国家検察官が彼女の有罪を立証する十分な証拠を提示することを怠っていたと宣言した。

刑務官や一部の刑務所当局者における汚職の蔓延や、PNP 及び司法機関の職員による賄賂の要求に関する報告が相次ぎ、後者の場合、賄賂を払わなければ訴訟を遅延又は頓挫させると言って脅迫することによって賄賂を強要したという罪で告発された。(2016 年) 9 月、下院は、ニュー・ビリビッド刑務所内での麻薬取引と、当時の法務大臣、レイラ・デ・リマ (現在は上院議員) を含む特定の政府当局者が賄賂と引き換えに受刑者を特別扱いすることを認めたという疑惑について、捜査を開始した。

資産公開:「公務員行動倫理規範」(Code of Conduct and Ethical Standards for Public Officials and Employees)において、全ての公務員に対し、資産、負債及び純資産の明細書を宣誓の上で提出することと、個人の事業利益と財政的関連性を、配偶者及び同居の未婚の子についても開示することを要求している。不開示は 5 年以下の懲役、5,000 PHP (104 ドル) 以下の罰金又は両方による処罰対象となり、また裁判所の裁量権により、公職就任資格を剥奪される場合がある。人事委員会 (Civil Service Commission) は法律を施行し、不開示事例をオンブズマン局へ付託して訴追を求める。オンブズマンの報告によると、(2016 年) 9 月時点で、十分な資産・負債・純資産明細書の提出を怠ったことによる訴訟が 72 件、提起された。これらのうち 69 件は法律違反による刑事告訴に至り、3 件は行政処分となった。(2016 年)

9月、議会両院の任命委員会は軍士官24名の任命を、多くが十分な資産・負債・純資産明細書の提出を怠っていると指摘しながらも、追認した。

情報の一般公開：法律では公共の懸案事項に関する情報を得る権利を規定しているが、情報を公開するための手続、手数料及び期限が定義されておらず、また情報公開を否認する場合の例外、上訴手続、そして利用可能なデータの合法的開示を当局者が怠った場合の罰則が規定されていない。こうした情報公開の否認が（2016）年中に発生しており、特に、政府の取引における異常性に関する情報の場合がそうであった。総体的に、政府情報の入手方法に関するガイドラインと情報の不足は、係る情報を一般市民は総じて入手できないことを意味した。（2016年）7月、ドゥテルテ大統領は、全ての行政部門担当官に対して取引の詳細を開示するよう要求する、情報の自由（FOI）に関する大統領令に署名した。FOI請求を行うためのオンライン・ポータルが（2016年）11月25日に利用できるようになった。

第5節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

国内及び国際的な多数の人権団体が、概して政府の規制を受けずに活動し、人権侵害事件を調査し、所見を公表している。地元の人権活動家は相変わらず散発的に嫌がらせを受け、これは主に捜査中の事件が発生した地域の治安部隊又は地元当局者の仕業であった。

国連又は他の国際機関：国連特別報告者／作業部会からの多数の訪問要請が依然、保留中であった。潘基文（Ban Ki-Moon）国連事務総長、ザイド・ラアド・アル・フセイン（Zeid Ra'ad al Hussein）国連人権高等弁務官、及びアグネス・カラマード（Agnes Callamard）国連特別報告者（超法規的／略式／恣意的処刑担当）は当局に対し、麻薬撲滅運動による警察による超法規的殺害疑惑の捜査を要求した。政府はカラマードに招聘状を発行したが、彼女は（2016年）12月、招聘における制限的条件を拒絶した。

政府の人権団体：CHRにおける憲法上の付託事項は、人権の保護と促進、あらゆる人権侵害の捜査（NGOから要請された場合を含む）、及び国際的人権条約における政府の義務の遵守状況の監視である。フィリピンの42,000の村の約4分の3が、CHRの地域事務所と連係する人権行動センターを有していた。とは言え、CHRは地域及び準地域の出先事務所に提示された全ての事件を捜査及びフォローアップしようにも資金と職員が足りない状況であった。ドゥテルテ大統領は就任以来、CHRに対して非常に批判的で、CHRの委員を、委員長も含め、公然と非難した。（2016年）8月、予算管理省（Department of Management and Budget）は、捜査能力を向上させるべく大幅な予算増額を求めたCHRからの要請を棄却し、2017年予算請求を現在の予算支給額とほぼ同額に制限した。

オンブズマン局は、公務員に関する申し立てに対応する独立的機関であり、行政処分の決定及び訴追の要求を行う権限を有する。多数の人権 NGO が、訴訟が進展しているものと考えていたが、行政上及び制度上の弱さが残っていた。

大統領直属の人権委員会は、人権問題に関する機関間の調整役を果たす。政府は同委員会の責任を改正し、国連の普遍的定期レビュー（Universal Periodic Review）向けに政府が提出する資料の編纂を含めた。多数の NGO が同委員会を独立的と捉えていたが、人権政策に影響を与える能力は限られていた。

地域人権委員会は、イスラム教徒ミンダナオ自治地域（Autonomous Region of Muslim Mindanao）（バンサモロ）での違反の申し立ての監視を憲法により付託される機関である。2014 年に設立された同委員会の実効性は、今後の判断が待たれるところである。

第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：強姦は、配偶者強姦も含め、違法であり、処罰は 12 年乃至 40 年の懲役であるが、恩赦又は仮釈放が認められ得るのは懲役 30 年を経過した場合に限られる。有罪判決を受けると、行政官庁への就職を生涯禁じされることになる可能性もある。強制的性的暴行の罰則は、6 年乃至 12 年の懲役である。（2016 年）7 月時点で、5,973 件の強姦事件が PNP に報告されており、2015 年の同時期と比べ大幅に増えた。訴追、有罪判決及び処罰に関する全国統計は入手できなかつたが、BuCor の報告によると、同局は強姦による既決囚 9,362 名を抱え、うち 487 名を（2016 年）8 月時点で施設に収容していた。

警察の留置場又は保護拘置所での女性に対する強姦及び性的虐待の報告が相変わらず寄せられた。社会の隅に追いやられた集団に属する女性、例えば売春婦や麻薬使用者と思しき女性や軽犯罪で逮捕された先住民などは特に、性的暴力の被害者になりやすかつた。

社会福祉開発省（Department of Social Welfare and Development）（DSWD）は、強姦から生き延びた女性に避難所、カウンセリング及び保健サービスを提供した。

女性に対するドメスティック・バイオレンスが依然、深刻かつ蔓延する問題であった。法律では女性及び児童に対する配偶者、パートナー又は親による身体的、性的及び心理的な

危害又は虐待を刑事犯罪に当たると規定している。(2016年) 7月時点で、PNPの報告によると、女性及び児童に対するドメスティック・バイオレンス事件が16,007件発生していた。

(2016) 年中に PNP が起訴した事件の訴追、有罪判決及び処罰に関する統計は入手できなかつた。

(2016年) 6月時点で、DSWDは身体的虐待の生存者232名に支援を提供したが、警察に報告された件数からするとごく少ない割合で、警察への報告件数自体も、全体的な件数に占める割合はわずかであると考えられる。複数のNGOの指摘によると、比較的小規模な地域では虐待実行犯が地元当局との個人的関係を利用して訴追を免れています。

PNPとDSWDはいずれも、女性に対する暴力の生存者を支援し、報告を奨励するためのヘルプデスクを設けていた。様々なNGO、CHR、及びフィリピン女性委員会(Philippine Commission on Women)から支援を受けつつ、法執行当局者は引き続き、性犯罪とドメスティック・バイオレンスの被害者に対応するためのジェンダー意識訓練を受けた。PNPは女性及び児童の担当部門を設け、全国で1,918名のデスク担当者が虐待事件に対応している。

セクシャル・ハラスメント：法律ではセクシャル・ハラスメントを禁じており、違反者は1か月以上6か月以下の懲役及び／又は10,000 PHP(213ドル)以上20,000 PHP(426ドル)以下の罰金に処せられる。セクシャル・ハラスメントは依然として蔓延し、あまり報告されず、職場でも、被害者が失業を恐れるため、同様の状況である。例えば、小売業に従事する女性は3か月から6か月間の契約で働き、契約の不更新を恐れてセクシャル・ハラスメントの報告を躊躇する例が多い。

性と生殖に関する権利：最高裁判所は、夫婦及び個人が子どもの数、年齢差及び出産時期を自由に決め、性と生殖に関する健康を管理し、それを実行するための情報と手段を持ち、差別、強制及び暴力を受けないための、基本的権利が憲法で保証されるという裁定を下した。

2015年12月に発行された「人間開発報告書(Human Development Report)」によると、妊産婦死亡率は生児出生100,000件当たり120件で、出生の62パーセントに熟練の助産師が立ち会った。国連開発プログラム(UNDP)は高い妊産婦死亡率について、女性が総合的な性と生殖に関する健康サービスを十分に利用できない状況が原因であるとした。国連人口基金(UNFPA)の報告によると、貧困、地理的距離、及び教育不足が、潜在的に命を救う妊産婦医療を求めるこの遅れを助長する要因である。時には助産師が正式な訓練をほとんど受けていなかったという例もある。医療従事者も日常的に、危険な妊娠中絶による合併症を患って支援を求めてきた女性を虐待し、適切な処置を拒否していた。

医療サービスの提供は地方自治体の責任であり、また一部の地域における公営保健施設での家族計画補給品支給に対する制限により、貧困者への支給分が減ってしまっていたが、現代的な避妊用具はほとんどの地域で市販されていた。(2016) 年中、複数の地元 NGO が、現代的な避妊方法に関する教育と情報の提供に政府は熱心でないとも報告した。

2014 年の最高裁判所の裁定により改正された通り、2012 年親の責任と性と生殖に関する法律 (Responsible Parenthood and Reproductive Health Act) (RH 法) では、医療実務者が緊急でない状況において個人の信念又は宗教的信念に基づいて性と生殖に関する保健サービスを拒否することを認め、生命を脅かすほどでない状況において女性が性と生殖に関する医療を受ける場合に配偶者の同意を要求し、生命を脅かすほどでない状況において未成年者が性と生殖に関する医療を受ける場合に親の同意を得ることを要求しているが、民間医療施設に対しては家族計画方法を利用する機会の提供を要求してはいない。多数の NGO が、性と生殖に関する権利センター (Center for Reproductive Rights) を含め、これらの制限が法律の十分な実施の妨げになっていると主張した。

(2016 年) 4 月 8 日、CHR は、性と生殖に関する保健サービスを女性が利用することを地方自治体が拒否しているという報告を受ける中で、性と生殖に関する保健と権利に関する全国的な調査に乗り出した。例えばソルソゴン (Sorsogon) 市では市長が妊娠中絶反対の行政命令に署名した結果、医療施設から避妊薬が引き揚げられた。

(2016 年) 9 月、最高裁判所は 2015 年 6 月に発布した、保健省 (Department of Health) (DOH) が特定のホルモン避妊薬を調達、販売、流通、投与、広告又は宣伝することを禁ずる一時的規制命令を持続した。この決定は、食品医薬品局 (Food and Drug Administration) が、避妊薬及び避妊具を含む、性と生殖に関する製品及び補給品の登録及び／又は再認定を求める保留中の申請を認可することも禁ずるものである。この決定は、RH 法の実施ガイドラインの遵守を怠ったとされる DOH に対して提起された訴訟において下された。この決定により、性と生殖に関する政府の保健プログラムに避妊用インプラントを含めることができない。

ドゥテルテ大統領は、家族計画の支援が貧困緩和の鍵となる要素であると述べた。(2016 年) 12 月に成立した 2017 年連邦予算には、RH 法を実施するために DOH へ配分された 43 億 PHP (9,160 万ドル) が含まれ、これは現行予算での割当額 22 億 PHP (4,690 万ドル) のほぼ 2 倍である。

差別：法律では、男性に与えられる権利と保護のほとんどを女性も有すると規定している

が、必ずしも実践されているわけではなく、また法律では女性に対する差別の排除を追求している。法律では男性と同じ財産権を女性にも与えている。しかし、イスラム教徒や先住民族のコミュニティでは、財産所有権法又は伝統により、男性に与えられる財産権は女性よりも多い。

(2016年) 5月、CHR の決議において、当時のドゥテルテ大統領候補の発言（大統領選挙運動中の、あるオーストラリア国民の強姦殺人に関するジョークを含む）と行動について、女性に対する暴力に相当するとの理由で法律違反であると認めた。法律に従って、CHR は人事委員会と内務自治省に対し、適切な制裁措置を勧告するよう求めた。

雇用におけるジェンダーに基づく差別禁止を義務付ける法律はないが、法律では実際、性別を理由とする雇用差別を禁じている。とは言え、女性は依然、職場での差別のほか、雇用での差別にも直面していた（セクション 7.d を参照のこと）。

フィリピンでは離婚が許されない。合法的な婚姻無効判決は可能で、裁判所は概して、片方の当事者が外国人であれば国外での離婚を認めた。しかし、これらの選択肢は多額の費用を要し、複雑で、貧困者にとっては容易でない。訴訟長官局（Office of the Solicitor General）は、憲法の下、婚姻無効判決の請求に反対するよう要求される。イスラム教徒はイスラム教徒家庭法の下で離婚する権利を有する。非公式の離別が一般的であるが、法的問題が生じる潜在性をもたらす。

子ども

出生登録：市民権は、市民である親からの出生によって得られ、また一定の状況において、国内であれば外国人の親からの出生からでも得られる。政府は出生登録を促進し、当局は医療施設での出生を迅速に登録していた。施設外での出生は、迅速に登録される可能性が比較的低いと考えられる。複数のNGO が以前、250万人を超える児童が未登録で、主にイスラム教徒や先住民族が多いと推定した。当局は、児童が出生証明書など必要な文書を欠く場合、教育権を剥奪することができた。DSWD は登録改善に向けて地方自治体との密接な協力を続け、フィリピン統計局（Philippines Statistics Authority）は農村地域をカバーすべく、移動式出生登録部門を運用した。

教育：幼稚園、小学校及び中学校での教育は18歳まで無償の義務教育であるが、教育の質が低水準の場合が多く、特に農村地域では普遍的に教育を受けられる状況でなかった。フィリピン統計局は（2016年）5月、6歳から24歳の年齢層のフィリピン人が10人に1人の割合で、即ち240万人が学校に通っていないと報告した。2016年中に全国規模で12学年ま

での教育が無償化された結果、特に農村地域や貧困地域で、教育資源に対する負担が多大なものとなった。

児童虐待：児童虐待が依然として問題であった。(2016年) 1月から6月にかけて、DSWDの事務所は児童虐待被害者2,650名に支援を提供し、うち68パーセントが女子であった。複数の都市が、虐待を受けた女性や児童のための危機管理センターを運営していた。

早期結婚及び強制結婚：法定上の最低結婚年齢は男女共に18歳で、21歳未満の場合は親の同意がなければならない。イスラム教徒個人法の下、イスラム教徒の男子は15歳で結婚することができ、女子は思春期に達したら結婚することができる。2012年のUNFPAの報告書によると、20歳から24歳の女性の14パーセントが18歳未満で結婚していた。

児童の性的搾取：法律では児童の商業的搾取及び児童ポルノを禁じており、当局は法律の執行に努めた。合意の上での性行為が認められる最低年齢は12歳である。強姦に関する制定法では12歳未満の年少者との性行為と、18歳未満の児童との強制、脅迫又は威嚇を伴う性行為を刑事罰の対象としている。児童強姦の最高刑は懲役40年と、生涯にわたる行政官庁就職禁止である。(2016年) 7月時点では、PNPは4,533件の児童強姦事件を報告し、これは強姦事件全体の75パーセントに当たる。児童ポルノの制作、所持及び配布は違法で、罰則は犯罪の重大度に応じて懲役1か月から無期懲役に加え、5万PHPから500万PHP(1,060ドルから106,400ドル)の罰金である。

これらの罰則をよそに、法執行機関及びNGOは、犯罪者が相変わらず年少者を不法にポルノ制作やサイバーセックス活動に使用していると報告した。

児童売春も引き続き深刻な問題で、フィリピンは依然、国内及び多数の外国からの客による児童セックスツアーの目的地である。政府は告発された小児愛者の訴追と、外国人の場合は国外退去させる措置を続けた。DSWDは、(2016年) 6月時点で出先事務所がサービスを提供した児童虐待被害者2,650名のうち852名を、サイバーポルノの被害者を含め、性的虐待又は搾取の被害者として特定した。国家捜査局及びPNPは、年少者売春の疑いのある施設に目的を絞り、閉鎖に追い込むべく、DOLEと密接に協力した。

故郷を追われた児童：2012年にUNICEFは、ストリート・チルドレンが約250,000人いると推定し、2009年とほぼ同数であった。多数のストリート・チルドレンが見捨てられたと見られ、残飯あさり又は物乞いでしのいでいた。(2016年) 1月から7月にかけて、DSWDは全国で2,662名のストリート・チルドレンに住居とコミュニティベースのサービスを提供了。DSWDの「ストリート・チルドレン、家庭及び先住民族のための包括的プログラム」

には活動センター、教育と生計の支援、及びコミュニティ・サービス・プログラムが含まれる。2015年と異なり、地方政府当局と繋がりのある自警団による、軽犯罪に関与したストリート・チルドレンの殺害に関するNGOからの報告はなかった。暴力に起因する強制移転はミンダナオ島の各地で児童に影響を及ぼし、時には教育を受けられなくしてしまう場合もあった。

少年司法制度の下、15歳以下の児童は犯罪を犯しても刑事責任と問われない。警察署は、年少者に当たる容疑者を当局が適切に扱うことを確保するための青少年関係担当官を配属していたが、場合によってはそれら担当官が手続上の保護措置を無視し、施設は児童に配慮していなかった。法律ではDSWDに対し、これらの児童に避難所、治療及び更生のサービスを提供することを義務付けている。(2016年)6月時点でのDSWDは全国16箇所の更生施設において、法律に抵触する児童(つまり、法律違反を犯したという容疑を掛けられた、告発された、又は判決を受けた児童)1,476名を支援した。加えて、複数の地方自治体が青少年センターを創設し、これらの施設が上記のような児童や、他にリスクを負う若者に保護、世話、訓練及び更生を施した。

PNPの女性・児童保護センター(Women and Children's Protection Center)の報告によると、約38,000名の年少者が麻薬撲滅運動に反応して当局に投降した。自発的に投降したこれらの人々は、法的地位が曖昧なままであったため、法律により要求される通りの処遇を受けているかどうか、不明確であった。

国際的な子の奪取：フィリピンは(2016)年中に、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する1980年のハーグ条約を批准した。以下のURLで公開されている国務省の「国際的な親による子の奪取に関する年次報告書(Annual Report on International Parental Child Abduction)」を参照のこと。

travel.state.gov/content/childabduction/english/legal/compliance.html

反ユダヤ政策

推定500名から5,000名のユダヤ系子孫が、ほとんどは外国人であるが、フィリピンで生活していた。反ユダヤ的行為の報告例はなかった。

人身売買

以下のURLで公開されている米国国務省の年次の「人身売買に関する報告書(Trafficking in Persons Report)」を参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

障害者

憲法では身体障害者、知覚障害者、知的障害者及び精神障害者に対する雇用、教育、空輸及び他の輸送、医療へのアクセス及び他の社会的サービスにおける差別を禁じているが、政府はこれらの規定を効果的に執行しなかった。障害者憲章などの法律では身体障害者と精神障害者双方にとって平等なアクセスを全ての公共の建物及び施設において提供するよう規定しているが、多数の障壁がまだ残っていた。

国家障害問題審議会（National Council for Disability Affairs）（NCDA）は障害者の更生、自己開発及び自己依存と、社会の本流への障害者の統合のための政策を策定し、政府機関の活動の調整を行ってきた。

障害者は依然、雇用を見つけるに当たり差別及び他の困難に直面していた（セクション 7.d を参照のこと）。障害者は路上で寄付を懇願することが多く、これは生計のための選択肢が限られていることの 1 つの指標であった。

（2016 年）1 月から 6 月にかけて、DSWD は全国の障害者向けの生活支援センターや地域密着型職業訓練センターで、2,841 名の障害者にサービスを提供した。

障害者を支援する人々は、平等なアクセスに関する法律が、弱い実施規制、非効率的な資金運用、そして焦点が不適切な統合的政府プログラムが原因で効果を上げていないと主張した。多数の公共建物、特に古い建物ほど、機能性のあるエレベーターを備えていなかった。最近のデータは入手できなかつたものの、公共建物はほとんどが依然、身体障害者にとってアクセス性のない状態であった。多数の学校に建築構造上の障壁があり、それが原因で障害者の通学が困難であった。

障害を抱える児童の一部は普通の学校又は包含的な教育環境に通うことができた。しかし、障害を抱える児童は、貧困地域又は農村地域の居住者の場合、教育を受ける機会が乏しかった。2015 年、国連障害者権利条約に関するフィリピン連合は、教育省（Department of Education）が管轄する 448 箇所の特別教育センターについて、平均的な家庭にとってアクセス性がないか又は過剰に費用が高額で、ほとんどが都市部に集中していると報告した。政府は、障害を抱える児童の親に子ども達の教育権に関する情報を提供する明確なシステムを持たず、また教育面での差別を報告するための適切に定義された手続を定めていなかった。

障害者向けの輸送手段へのアクセス改善に向けた政府の努力は限定的であった。マニラに 3 路線ある路面電車系統のうち 2 路線は車椅子で利用することができたが、停留所の多くが未補修で、エレベーターも使用できない状態であった。バスはほとんどが車椅子用リフトを装備していなかった。少数の歩道において車椅子用の傾斜路が封鎖されていたり、崩壊しかけたり、傾斜が急すぎる状態であった。多くの場合、小規模な都市や町ほど状況が悪かった。

憲法では、身体障害者が必要であれば他の人から補助されながら投票する権利を規定している。選挙管理委員会（COMELEC）は登録手続の過程で精神障害者の能力を判定し、また市民は除外と包含を裁判所に請願することができる。連邦法では COMELEC が障害者及び高齢者専用のアクセス性のある投票所を設けることを認めている。2016 年中、COMELEC の報告によると、193,904 名の障害者が有権者として登録され、うち 160,802 名が実際に投票した。

先住民族

先住民族を差別するような法律は特にならないが、多数の先住民族が暮らす地域の地理的遠隔度や文化的偏見が、社会への完全統合の妨げになっていた。先住民族の児童は医療、教育及び他の基本的サービスを受けられない状況に苦しむことが多かった。2015 年に複数の NGO が、先住民族の若者の最大 70 パーセントが学校に通ったことがないか、又は差別を理由に退学していると推定した。政府当局者は、国の政府部門の約 80 パーセントが、先住民族の代表者を政策立案機関や地方法制審議会に置くという、長年続く法的要件を遵守していることを示唆した。

国家先住民族委員会（National Commission on Indigenous Peoples）は、部族構成員が職員として所属する政府機関であり、先住民族を保護するための憲法規定の実施に責任を負っていた。同委員会は共有権に基づいて「先祖代々の領地」を特定する証明書を交付する権限を有することにより、部族指導者が土地を売却することを抑制している。加えて同委員会は「先祖代々の海」の主張を学び、これは一部の先住民族集団、例えばサマ・バジャウ（Sama-Bajau）など慣習的にミンダナオ島西部で暮らす人々が、伝統的に移動漁業を行っているからである。「先祖代々の海」の主張の承認は限られ、また伝統漁業拠点へのアクセスが不十分であるため、多数のサマ・バジャウが転居せざるを得ない状況であった。

先住民族は、故郷からの強制退去を含め、武力紛争に不相応に苦しめられていたが、何故なら彼らは反政府集団や他の武装勢力が好む山岳地帯に暮らすことが多いからである。し

かし、先住民族に対する暴力又は先住民族間の暴力を数値化した統計、或いは多数派コミュニティでの暴力発生率と比較した統計はなかった。

武装集団は頻繁に、先住民族から人材を集めていた。2015 年に IDP の人権に関する国連特別報告者のチャロカ・ベヤニ (Chaloka Beyani) が、ダバオ・デル・ノルテ (Davao del Norte) 州及びブキドノン州から強制退去させられた 700 名余りのルマド族 (Lumad) 又は他の先住民族を訪問した。これらの難民は、長期間にわたる地域の軍事化に関する懸念を表明した。ベヤニは、AFP と繋がりがあるとされる、別名「アラマラ」(Alamara) という民兵組織にルマド族が強制徴用されたという訴えと、 AFP と NPA との間で続く紛争を背景とする嫌がらせを報告した (セクション 2.d を参照のこと)。先住民族の土地は、資源採取に関連する武力衝突、或いは部族間抗争の場となることも多かった。

AFP 又はアラマラが、NPA と繋がりがあるとされる学校を閉鎖又は占拠することによって先住民族の児童の通学を邪魔しているという報告があった。

性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別及び他の虐待

国内の法律では合意の上での同性同士の性行為を刑事罰の対象としておらず、また性的指向や性同一性に基づく差別を禁じてもいない。19 の都市または地方自治体が、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル及びトランスジェンダーの人々（インターフェックスを除く）の権利を保護する、ある種の差別禁止条例を定めている。

当局者はトランスジェンダーの人々がパスポート申請時にジェンダーを自己申告することを禁じている。当局は個人のパスポートに、出生児に割り当てられた性別を出生証明書での報告通りに記載する。複数の NGO の報告によると、トランスジェンダー者の表向きの外観と身分証明書との不一致が、特に空港で、トランスジェンダー者にとっての困難に繋がっている。トランスジェンダーの旅行者は嫌がらせを受けたり、さらには公式の性アイデンティティーと一致しない外観を理由に降ろされたりすることもあった。

レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー及びインターフェックス (LGBTI) の人々を差別や虐待から保護することを求める NGO は、適用可能な法律や政策を欠いているとして政府を批判した。複数の NGO が、差別や虐待の事例を、雇用 (セクション 7.d を参照のこと)、教育、医療、住宅供給及び社会サービスでの例を含め、報告した。LGBTI の権利を唱導する弁護士集団であるレインボー・ライツ・プロジェクト (Rainbow Rights Project) 社は、LGBTI の人権擁護者が、特にイスラム教徒区域で地元地域当局から、宗教的急進化の増大を理由に、あまり公然と活動しないよう圧力を受けたと主張した

HIV 及び AIDS に対する社会的汚名

法律では HIV/AIDS 患者に対する差別を禁じ、患者のための基本的な保健サービスと社会サービスを規定している。とは言え、政府による医療、住宅、雇用及び保険サービスの提供において HIV/AIDS 患者に対する差別を示す事例証拠が存在していた（セクション 7.d を参照のこと）。2015 年にレッド・リボン・プロジェクト（Project Red Ribbon）という NGO が、フィリピンには 22,000 名余りの HIV/AIDS 患者がいるが、国内 19 箇所の治療拠点は抗レトロウイルス治療が必要な人々を半分しかカバーしていないと報告した。さらに、実際に治療を受ける機会に恵まれた人々でも、命を救う薬の供給不安定に直面し、これは税関局（Bureau of Customs）のせいで輸入が時々遅れてしまうことがあるためであった。

他の社会的暴力又は差別

(2016) 年中、大抵は自警団員と説明され、時には治安部隊との繋がりを疑われる正体不明の襲撃者（セクション 1.a を参照のこと）が、麻薬売人／使用者と疑われた人々の略式殺害の容疑者とされた。(2016 年) 12 月時点で、申し立てられた略式処刑の被害者は 4,000 名を超える、PNP はこれを「捜査中の死亡事件」として分類した。被害者の多くは段ボール標識、ビニールラップ、ゴミ袋又は他の、被害者を麻薬売人として指定するマーカーを付けられた状態で見つかった。

第 7 節 労働者の権利

a 結社の自由及び団体交渉権

法律では、軍隊、警察、短期契約従業員及び一部の外国人労働者を除く、労働者が独立的組合を結成及び加盟する権利、団体交渉を行う権利及びストライキを実施する権利を規定し、反組合差別を禁じている。一方、法律ではこれらの権利に様々な制限を課している。

法律や規制では、民間部門と政府が所有又は管理する企業の双方における、結社及び団体交渉の権利を規定している。法律では外国人又は移民労働者による結社を禁じているが、フィリピンからの移民労働者が現地で組合を結成することを許可される旨を指定する形での労働者出身国との互恵協定が存在する場合はこの限りでない。法律では、組合が活動を希望する交渉単位に従業員の 20 パーセントが参加することも要求しているが、国際労働機関（ILO）はこの要件を過剰であるとし、政府に最低加盟要件の低減を要求した。公共部門での団体交渉範囲は、管理職と公務員との間で交渉可能な一連の雇用条件に限られる。医

療給付や退職給付など資金配分を要する項目や、任命、昇進、補償及び懲罰措置など管理職の権限行使が関係する項目は、交渉不可である。

民間部門でのストライキは合法である。組合はストライキを呼び掛ける前に、ストライキの予告、義務的クーリングオフ機関の尊重、及び組合員過半数からの承認取得を要求される。法律では労働と雇用に影響を及ぼすあらゆる争点について、1か月間の義務的調停・仲介を前提条件としている。紛争の当事者はストライキを予告する前に仲介を試みなければならず、それが不調に終わった場合、組合はストライキを予告することができる。当事者は如何なる紛争も仲介に持ち込むことができるが、ストライキ又はロックアウトは不公正な労働慣行、団体交渉権関連法の目に余る違反、或いは団体交渉の行き詰まりに関連するものでなければならない。法律では違法ストライキに参加した場合の罰則を3年以下の懲役と規定しているが、この要件についてILOは政府に改正を要求した。

法律では、違法ストライキに承知の上で参加した組合役員を雇用主が解雇することを認めている。違法ストライキにより有罪判決を受けた組合役員は3年以下の懲役に処せられるが、こうした有罪判決の例はまだない。法律では政府職員が自動的に解雇されると脅されてストライキに参加することを禁じている。政府職員は人事委員会に訴状を提出することができ、同委員会は行政訴訟を処理し、紛争を仲裁する。政府職員は、就業時間外での職場における苦情をまとめ、表明することもできる。

労働雇用大臣と、場合によっては大統領が、ストライキの影響を受ける企業が国益にとって不可欠であると判断する場合、管轄権を担い、決着を命じることにより、労働争議に介入することができる。不可欠な部門の例として病院、電力産業、給水サービス（小型ボトル供給業者を除く）、航空交通管制及びその他、国家三者産業和平審議会（National Tripartite Industrial Peace Council）（NTIPC）が勧告する通りの活動又は産業が挙げられる。労働者の権利を唱導する人々は、国際標準よりも広義である不可欠サービスの定義の維持について、政府を批判し続けた。

法律により、反組合差別は、特に雇用において、不公正な労働慣行であり、刑事罰又は民事罰を伴う可能性がある（ただし実際のところ民事罰が刑事罰よりも優先された）。

政府は概して結社及び団体交渉の自由を尊重し、これらの権利の保護を規定する法律を執行した。DOLEは、結社及び団体交渉の自由に関する法律を執行する全般的権限を有する。国家労使関係委員会（National Labor Relations Commission）（NLRC）の労働仲裁人は、即時に発効する復権執行命令書を発行し、雇用主に対して労働者の復帰とNLRCへの遵守報告を要求することもできる。組合活動に関連する威嚇や差別の申し立ては、不公正な労働慣

行に相当する可能性があることから、準司法的な NLRC による再検討の根拠である。解雇が重大な労働争議又は大量一時解雇の原因になり得るという確定的な予備的所見が存在する場合、DOLE 大臣は解雇を一時停止させ、事件の解決を待つ間、現状維持に戻すことができる。

結社又は団体交渉の自由に関する法律に違反した場合の罰則は、3か月以上3年以下の懲役及び1,000 PHP (21 ドル) 以上10,000 PHP (213 ドル) 以下の罰金である。これらの罰則は、概して違反を抑止するには十分でなかった。

行政手続や司法手続は、長期間に及ぶ遅延と上訴の影響を受けた。争議が NLRC に付託される前に、委員会を通じた仲介サービスが提供され、この委員会がほとんどの不公正な労働慣行争議を決着する。国家調停・仲介委員会を通じ、DOLE は組合を有する企業内の労使審議会の機能状態の改善にも取り組む。

NTIPC は、労働と雇用に関する主要な相談・諮問機関の役割を果たす。NTIPC は主に、労働団体、雇用主、及び政府の間における、労働・雇用政策の策定と実施に関する三者間での助言と協議の場として機能する。また、ILO 条約の勧告と批准を監視する中心的主体の役割も果たす。DOLE は、NTIPC を通じ、労働者リーダーや組合活動家に対する暴力及び嫌がらせの申し立てに関して ILO の場で係属中の事件の捜査、訴追及び解決の調整を図る責任を負う。

労働者は結社及び団体交渉を自由に行う権利行使するに当たり、様々な難題に直面した。組合は引き続き、地元の政治指導者や経済特区 (SEZ) を統括する当局者があからさまに、組合排除又はストライキ排除の政策を維持することによって、組合の組織化活動をさらに挫折させようとしていると主張した。組合はさらに、政府が産業区域又は SEZ に治安部隊を駐留させ、組合結成を試みる労働者を威嚇していると主張し、また SEZ 内の企業が組合リーダーに嫌がらせを行うために些細な訴訟を用いていると申し立てた。地元 SEZ の責任者は、立法機関が意図する SEZ の特権の一環として独自の検査を実施する排他的権限を主張した。雇用主は特別な SEZ 労働センターを通じて雇用を統制した。こうした理由から、また一部には組合結成者が警備の厳しいゾーンへのアクセスを制限されるため、また固定期間、臨時、一時的又は季節的な雇用契約に適応するというゾーン施設間での傾向が原因で、組合は SEZ 内での結成に成功した例がほとんどない。

労働者のリーダーや擁護者の殺害及び嫌がらせは過去に発生したことがあるが、2016 年中は労働関連暴力の報告がなかった。政府の指摘によると、2015 年 3 月に南タガログ (Tagalog) 地域における国家労働者権利保護連合 (National Coalition of the Protection of the Workers'

Rights) の州別調整役を務めていたフロレンシオ・ロマノ (Florencio Romano) が殺害された事件は、地域三者監視機関 (Regional Tripartite Monitoring Body)、国家政策タスク・フォース (National Policy Task Force) のほか、超法規的殺害、強制失踪、拷問及び人々の生命、自由及び安全保障に対する権利の重大な侵害に関する省庁間委員会 (Inter-Agency Committee on Extra-Legal Killings, Enforced Disappearances, Torture and Other Grave Violations of the Right to Life, Liberty and Security of Persons) に付託された。(2016 年) 12 月時点で、この事件に関する付加的な更新情報はなかった。

報告によると、一部の雇用主は短期契約労働者や外国人労働者など合法的に組合を結成することができない労働者を雇用することにより、組合結成を最小限に抑え、「正規」労働者に与えられる他の権利を回避することを選択している。労働組合・人権センター (Center for Trade Union and Human Rights) という NGO は、この慣行が、団体交渉協約の対象となる組合と労働者の数の減少に繋がっていると主張した。また雇用主は、従前の契約の満了直後に従業員を再雇用することにより、契約上の労働規定を悪用する例も多かった。DOLE の報告によると、雇用主が交渉を拒否したと労働者が訴える例が複数あった。

b 強制労働の禁止

法律ではあらゆる形態の強制労働を禁じている。法律の下、強制労働に対する罰則には懲役 20 年から無期懲役及び 100 万 PHP (21,290 ドル) 以上の罰金が含まれ、これらは十分に厳格であった。

政府はあらゆる事例において法律を効果的に執行したわけではない。労働組合の報告によると、法律の遵守状況は相変わらず劣悪で、これは部分的に非公式経済における労働慣行を検査する能力が政府に欠けていることによる。政府は特に複数の州において、強制労働の防止に向けた取り組みの中での意識高揚活動を継続した。(2016) 年中、DOLE は、強制労働条件に対して最も脆弱な労働者に属する、商業漁船の新人乗組員向けのオリエンテーション・プログラムを開始した。

強制労働に関する成人及び児童からの報告が相次ぎ、主に漁業及び他の海洋産業、小規模工場、家事労働、農業及び他の非公式セクター分野での例が多かった (セクション 7.c を参照のこと)。悪徳雇用主は農村コミュニティや都市部の貧困区域出身の女性を家事労働、強制的な物乞い、及び小規模工場での強制労働に就かせた。また男性を農業 (サトウキビ農園、漁業及び他の海洋産業を含む) での強制労働や借金で束縛する労働に就かせた。

暴力的な麻薬撲滅運動に直面して警察や地方自治体に自主した 700,000 名余りとされる

人々の一部が肉体労働、強制演習プログラム又はその他、法律の下での告訴、裁判又は有罪認定を伴わない、強制労働に相当し得る活動を強制されたという報告があった。

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (*Trafficking in Persons Report*)」も参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

c 児童労働の禁止及び雇い入れの最低年齢

法律では 15 歳未満の児童の雇用を、親又は保護者が直接かつ単独で責任を負う場合を除いて禁じ、最長労働時間数を 1 日 4 時間、週 20 時間以下と定めている。15 歳から 17 歳の児童の労働時間は 1 日 8 時間、週 40 時間以下に制限される。法律では 18 歳未満の者を危険作業に雇用することを禁じている。法律では家庭内労働者の最低年齢を 15 歳と定めている。

(2016) 年中、児童労働の防止、監視及び対応を目標とするプログラムを政府は支援したが、資源不足の状況が続いた。政府は製造業など公式部門での法律違反について罰金を課し、刑事訴追を制度化した。児童労働法違反の罰金は 1 万 PHP から 500 万 PHP (215 ドルから 106,450 ドル) の範囲であるが、違反を抑止するには不十分であった。(2016 年) 1 月から 7 月にかけて、DOLE は独自の児童労働救済 (Sagip Batang Manggagawa) プログラムを通じて 11 件の作戦を実施し、19 名の年少者を危険で搾取的な労働条件から排除した。(2016 年) 8 月時点で、DOLE は児童労働法違反を犯した 6 箇所の施設を閉鎖した。

政府は、国内の NGO や国際機関と連係しつつ、より安全な選択肢を児童向けに開発し、児童を学校へ戻し、そして児童労働に代わる経済的に存続性のある選択肢を家庭に提供するためのプログラムの実施を続けた。DOLE は最悪の形態の児童労働の低減と、危険な作業からの児童の排除を狙いとする、H.E.L.P.M.E. (Health (保健)、Education (教育)、Livelihood (生計)、Prevention (防止)、Protection (保護)、Prosecution (訴追)、Monitoring (監視)、Evaluation (評価)) という集約プログラムの下、適切な介入の実施に向けた取り組みを続けた。

こうした取り組みをよそに、児童労働は依然として一般的な問題であった。DOLE に報告される事例はサービス部門と農業部門に集中し、特に漁業と砂糖産業で顕著であった。児童労働はほとんどが非公式経済で発生し、家庭環境での例が多かった。これらの部門や、鉱業、製造業（花火生産を含む）、家事労働、薬物取引及びゴミあさりなどの活動に従事する児童労働者は、危険な労働環境に曝される事態に直面した。2015 年にヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) という NGO が、ビコル (Bicol) 地域の北カマリネス (Camarines

Norte) 州とマスバテ (Masbate) 州内の職人を雇う小規模な金山で 9 歳という幼い児童が働かされていたことを明らかにする報告書を公表した。この報告書によると、児童は鉱山で地下や水中での作業、重い荷物の運搬、水銀の使用を含め、多数の危険な活動に従事させられ続けていた。

複数の NGO や政府当局者が相変わらず、家事労働や性的搾取のために家族が子どもを雇用主に売り払うという事例を報告した。国家統計局 (National Statistics Office) と ILO による 2011 年の児童に関する合同調査は利用可能な最新のデータであるが、この調査からの所見ではフィリピンの 5 歳から 17 歳の児童 2,900 万名のうち 550 万名が働き、300 万名が危険な作業に従事していると推定した。この調査では、農業部門での児童労働発生率が最も高い (60 パーセント) ことも認めた。

児童の強制労働は発生し続け、農村地域や都市部貧困地域出身の児童は家事労働、物乞いの強制、及び小規模工場での強制労働に耐えていた。商業目的での児童の性的搾取も相変わらず発生していた (セクション 6 を参照のこと)。児童の兵役も依然として問題であった (セクション 1.g を参照のこと)。

以下の URL で公開されている米国国務省の「最悪の形態の児童労働に関する所見 (*Findings on the Worst Forms of Child Labor*)」も参照のこと。

www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/

d 雇用又は職業に関する差別

法律では雇用及び職業に関して性別、人種、宗教、障害、HIV、結核、B 型肝炎又は婚姻状態に基づく差別を禁じている。法律では肌の色、政治的意見、出身国又は国籍、言語、性的指向、性同一性、年齢、他の伝染性疾患状態又は社会的出自に関する雇用差別は禁じていない。一部の地方における差別禁止条例は自治体レベル又は都市レベルで承認され、LGBT (インターセックスは含まれない) の人々に対する雇用差別を禁じている一方、国家法制ではこうした差別を禁じていない。

法律ではほとんどの政府機関及び国営企業に対し、役職の 1 パーセントを障害者向けに用意するよう要求し、社会開発に従事する政府機関は 5 パーセントを用意しなければならない。障害者憲章では政府に対し、例えば特別な設備を提供するワークショップなどにおいて、障害者に「保護雇用」を提供することを委ねている。DOLE の地方雇用局 (Bureau of Local Employment) は障害者登録簿を維持し、これは障害者の技能と能力を示し、障害者向けの組合や自営プロジェクトの確立を促進するものである。

法律の執行状況を検証するような訴訟はほとんど提起されていない。政府は障害に基づく雇用差別を禁ずる法律を効果的に監視及び執行しておらず、NCDA と DOLE は障害者の雇用に関する規制の監視を効果的に行っていなかった。法律違反の罰則には初犯の場合の罰金 50,000 PHP (1,064 ドル) と、再犯の場合の罰金及び 6 年以下の懲役が含まれる。これらの措置の実効性は評価できなかった。

政府は障害者が雇用を見つけたい場合の支援手段を限定的にしか持たず、訴訟費用や効果的な行政上の是正手段の欠如により、見込まれる雇用主が障害者の権利を侵害した場合に障害者が利用できる資源が限られてしまっている。(2016 年) 2 月、ある HIV 陽性の労働者が HIV 陽性診断の結果として解雇されたことについて雇用主を相手取って起こした訴訟で勝訴した。裁判所は、当人が復職し、約 600,000 PHP (12,774 ドル) を損害賠償及び未払賃金として受け取る旨の命令を下した。

雇用や職業での差別は、LGBTI の人々に関して発生した。多数の LGBTI 団体が、LGBTI 者の雇用状態に影響を及ぼす差別的慣行に関する事例報告を提出した。UNDP による 2014 年の調査では、LGBTI 者を職場で不利な立場に追い込む規則、政策及び規制の執行を含め、様々な差別事例を記述した。例えば、トランスジェンダーの女性は募集担当役員から、髪を短く切り、男物の衣服を着用し、型通りに男性的に振舞うことによって自分を男性として示す場合に限り雇用されると伝えられた。ある LGBTI 関連 NGO は、雇用拒否、不利な雇用条件の提示、職場での社会的排除、同等の資格を有する同僚と同じ機会の否認、嫌がらせ及び虐待を含め、他の直接的な差別の報告も受けた。

女性は雇用と職務の両面で差別に直面した。一部の労働組合は女性従業員が妊娠した際に懲罰的措置に苦しめられたと主張した。女性と男性は体系的な年齢差別を受け、雇用慣行での差別が最も顕著であった。女性は職場での差別に直面したが、あらゆるレベルの労働力において地位を占め続けた。

2016 年中、障害者は雇用差別に見舞われた。DOLE の推定によると、雇用可能な障害者のうち仕事を見つけることができたのはわずか 10 パーセントであった。

e 受入れ可能な労働条件

(2016 年) 9 月時点で、国家賃金・生産性委員会 (National Wage and Productivity Commission) の三者地域別賃金委員会は、農業労働者と非農業労働者の最低日給を引き上げることができなかった。非農業部門の最低賃金は首都地域が最も高く、平均日給は 491 PHP (10.45 ド

ル）であった。最低賃金が最も低かったのはイロコス（Ilocos）地域で、プランテーション以外の農業部門の日給は 253 PHP（5 ドル）であった。法律では多数の労働者を対象としておらず、何故なら賃金委員会が一部の新設企業や他の雇用主について規則の適用を免除したためで、理由は事業規模、産業部門、輸出集約度、財政難及び資本化水準などの要因にあった。

住み込み家事労働者の最低賃金は、公認都市及び「一級」自治体において月額 2,500 PHP（53 ドル）で、これは過去 4 年間における自治体の平均年収に基づいて定義され、また他の自治体での被雇用者は月額 1,500 PHP（32 ドル）であった。法律では雇用主に対し、社会保障、健康保険（PhilHealth）及び国家住宅供給プログラムへの拠出も要求している。政府によると、データが利用可能な最新の年に当たる 2015 年に、5 人家族が貧困を避けるには平均で月額 8,022 PHP（171 ドル）の所得が必要とのことであった。

法律により、標準週間労働時間はほとんどの産業労働者区分について 48 時間、政府職員の場合は 40 時間で、1 日 8 時間が限度である。法律では毎週 1 日ずつの休暇を義務付けている。政府は超過勤務料率を、平日は時給の 125 パーセント、特別な非就業日は 130 パーセント、正規の休日は 200 パーセントとするよう義務付けている。雇用主が要求し得る超過勤務時間数に法定上の制限はない。

法律では包括的な一連の労働安全衛生基準を定めている。小規模鉱業向けの規制では、水銀の使用や水中採鉱又は圧縮機による採鉱など、一定の有害な鉱業慣行を禁じている。法律では、労働者が雇用を損なうことなく、健康又は安全を危険に曝す状況から身を脱する権利を規定している。ほとんどの労働関連法が外国人労働者にも適用され、外国人労働者は労働許可を取得しなければならず、また一部の職業に従事することができない。

DOLE の労働条件局（Bureau of Working Conditions）はあらゆる部門において、公式部門の労働者、非伝統労働者、非公式労働者を含め、労働関連法の遵守状況の監視と検査を行い、また SEZ とそこに所在する企業の検査を行う。（2016 年）8 月時点で、DOLE は労働関連法遵守担当官（LLCO）559 名を雇用し、LLCO は中核的な労働安全基準や最低賃金の遵守状況の検査によるものを含め、法律の監視と執行を行う。LLCO の人数は 2015 年の 564 名から微減した。DOLE は、検査資金不足が続いたため、特に非公式部門や中小企業において、労働関連法違反を効果的に捜査する能力が阻害されてしまったことを認めた。

法律による規定通りの賃上げ又は賃金率調整の不遵守に対する罰則は、25,000 PHP（532 ドル）以下の罰金、1 年以上 2 年以下の懲役、又はこれら両方である。罰金に加え、政府は雇用主が違反を自主的に是正することを奨励すべく、行政上の手続と道徳的勧告も用いた。

DOLE は民間部門について、労働関連法遵守制度（Labor Laws Compliance System）の実施を続けた。この制度には合同評価、遵守状況視察及び／又は労働安全衛生基準調査が含まれる。DOLE の検査官は雇用主及び労働者の代表者と合同で評価を実施するだけでなく、遵守状況視察や労働安全衛生基準調査も実施した。DOLE と ILO は、モバイル技術を活用して現場からリアルタイムでデータを把握及び転送するための、情報管理システムの実装も継続した。労働検査官と労働者／雇用主代表者による合同評価を受けた 39,662 の事業所のうち、25,997 の事業所が、中核的な労働基準や最低賃金率を含め、労働基準の執行に不備があると認められた。不備の認定に続き、DOLE は遵守命令を発布することができ、この命令には罰金、或いは不備が労働者にとって重大かつ切迫した危険をもたらす場合は業務停止が含まれ得る。

最低賃金基準違反は頻発しており、これは SEZ 内での状況を含め、要求される給付の支払を避けるために契約従業員を使用する場合も同様であった。多数の企業が最低見習い賃金率を下回る賃金で従業員を雇用し、作業の中で公認の訓練が全く行われない場合さえそうであった。最低賃金を下回る支給や、社会保障拠出金及び賞与の不払に関する申し立てが、SEZ 内の企業で特に多かった。

法律の適用の格差や不均等な適用も発生していた。メディアは家事労働者関連法の実施と執行における問題を、面倒な登録手続、雇用主に対する付加的な財政負担、そして雇用主の遵守状況監視の難しさを含め、報じた。

(2016) 年中、様々な労働団体が政府の執行活動について、特に職場での労働安全衛生基準に関する DOLE による手ぬるい監視を批判した。(2016 年) 1 月から 8 月にかけて、労働条件局は、17 名の死者と 15 名の負傷者を出した 16 件の労働関連事故を記録した。労働関連事故と病気に関する統計は、特に農業部門で事故が過少報告であったため、不完全であった。

政府は複数の NGO と共に、ほとんどが契約労働者又は臨時労働者である国外のフィリピン国民の権利の保護に努めた。フィリピン国外雇用管理局は首尾よく、国内の求人業者を登録し、業務を監督していたが、当局は国外で労働者を保護するための資源が足りないことが多かった。とは言え、政府は、サウジアラビアで解雇又は取り残された数千名ものフィリピン人労働者に支援を提供すべく省庁間人道ミッションを立ち上げ、数百名の帰国を推進した。(2016 年) 9 月時点で、DSWD の報告によると、サウジアラビアからの帰国を要するフィリピン人がまだ「数百名」いた。

政府は、不公正な労働慣行により有罪と認められた国内の求人業者に対して財務的制裁措置を課し、刑事告訴に持ち込んだ。（2016 年）11 月、フィリピン国外雇用管理局は KBR International Agency Switzerland/AVA Documentation Services の閉鎖を発表したが、この業者は適切な政府のライセンスを取得せずに労働者を募集し、申請者に健康診断と訓練の費用を支払うよう要求していたことが判明した。この業者の役員と職員を相手取った違法求人事件の訴訟が提起されていた。

外国人は概して公式経済で雇用され、高給の特殊な役職に就いていた。外国人は典型的に、フィリピン国民よりも有利な労働条件を享受していた。